

平成28年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成28年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月14日（火） 午前9時00分 開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 5	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 6	承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 7	承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成27年度中川村一般会計補正予算（第7号）〕
日程第 8	承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第 9	承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成27年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第10	承認第 7号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕
日程第11	承認第 8号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成27年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第12	承認第 9号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第13	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年度中川村一般会計補正予算（第1号）〕
日程第14	議案第 1号	中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第 2号	中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第 3号	中川村農産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第17	議案第 4号	平成28年度中川村一般会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第 5号	平成28年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 一般質問

3番 松澤文昭

- (1) チャオ周辺のリニューアル・コンセプトの提案に対する村の方針及び中川村農産物加工施設の今後の方針について

9番 山崎啓造

- (1) 中川村の豊かな自然環境を地域資源としてアピールし、交流人口増や移住定住希望者の発掘を

7番 小池厚

- (1) 村の地震防災対策について

6番 柳生仁

- (1) 災害対応について
- (2) 村民の健康について

5番 中塚礼次郎

- (1) 障がい者の福祉ニーズに対応できる福祉環境整備について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成28年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成28年6月14日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月中川村議会定例会を開会をします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 平成28年6月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多用の中、全員、定刻にご参集をいただき、まことにありがとうございます。
初めに熊本地震によって亡くなられた多くの方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げます。
いまだに余震が続いているようで、多くの方々が引き続き不自由な生活を強いられており、一日も早く日常生活が回復することを期待するものであります。
被災地に向けて社協を窓口にも村民の皆さんから義援金が寄せられていること、大変ありがたく、私の立場からも御礼を申し上げます。
日本で最も美しい村連合の仲間である南小国町、高森町も被災をしましたが、議員各位、役場職員から義援金を送り、水なども不足しているということで加盟町村から物資を送り、八女市の星野村が前線基地となって連合加盟町村からの物資の受け入れと配達の手を担っていただきました。星野村は連合の総会のホストを務める準備の最中であつたにもかかわらず、多くの住民の皆さん方がボランティアとして支援活動に当たってくださいました。いざというときの連合の結束の強さ、大変ありがたく、心強く感じた次第であります。
また、地震の直後のタイミングで脱原発を目指す首長会議が佐賀県で開催され、ずれた中央構造線の延長線のそばで川内原発が再稼働し、また、再稼働が進められようとしている伊方原発も四国から九州へと延びる佐多岬半島の中央構造線上にあること、佐賀県内では玄海原発の再稼働に向けた審査が進められていることなどから、危機感を持って緊急声明を発表いたしました。
このところ日本列島は地震や火山噴火、豪雨など多くの自然災害が発生する頻度が上昇しており、万一を考えない人間の勝手な都合による無理な開発は甚大な被害を引き起こしかねず、再考せねばならないと考えます。
沖縄では、元海兵隊員のアメリカ軍族によって二十の女性が犠牲になるというむごたらしい事件がありました。

さきの沖縄県議会選挙では翁長知事を支援する与党議員が議席を増やして過半数を維持し、辺野古新基地に反対する議員は、それよりもさらに多い数を占める結果となり、沖縄の民意が明確に示されました。

中川村議会においても、昨年12月、日米地位協定の抜本の見直しや辺野古新基地建設白紙化などの意見書を採択されておりますが、アメリカ軍の問題は、決して沖縄だけのことではありません。東信地方で米軍ジェット機らしい正体不明の爆音が問題になっており、さらにオスプレイの低空飛行訓練が計画されているなど、我々自身の身近な問題であり、日本中で共有すべき問題であります。日本はどうあるべきなのか、もう一度、日本国憲法の精神に立ち返って考えなければならないと思うところであります。

さて、本定例会に提出します案件は、平成27年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告が2件、中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてなど専決処分承認が10件で、そのうちの7件は昨年度の補正予算の専決処分承認です。また、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例等、条例の一部改正が2件、中川村農作物加工施設の指定管理者の指定についてが1件、平成28年度中川村一般会計補正予算(第2号)など今年度の補正予算が2件であります。

最終日に中川村村営巡回バス車両購入契約の締結についてを追加上程する予定であります。

何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、定例議会開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により8番 大原孝芳議員及び9番 山崎啓造議員を指名をします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催をして協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月14日から20日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第10号までの承認案件につきまして、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

続いて、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号の一般議案、議案第4号及び議案第5号の補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

15日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

16日は委員会の日程としますので、請願、陳情の負託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

17日は議案調査とします。

最終日の20日は午後2時から本会議をお願いし、一般議案の上程、提案理由の説明から採決までをお願いし、続いて請願、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。請願、陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明から採決までを行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の正装を適用させていただきノーネクタイとしますので、ご承知おきください。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から6月20日までの7日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの7日間と決定をしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付をしておきましたので、ごらんをいただき、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理しました請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付をしておきましたので、ご了承を願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第2号について説明を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社経営状況については、後ほど時間をとり細部のについての説明を受ける予定ですので、ご承知おきをください。

まず報告第1号の説明を求めます。

○総務課長 平成27年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

平成27年度中川村一般会計補正予算（第5号）及び（第6号）並びに（第7号）で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

裏面の繰越明許費繰越計算書をごらんください。

2 款の総務費のうち電子化推進事業は平成 27 年度国の補正予算に係る地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を活用しての情報セキュリティ強化対策事業で、対策用機器の整備を行うものであります。交付決定が3月に入ってからであったことから2,162万8,000円全額を繰り越しました。

地方創生加速化事業は同じく平成 27 年度国の補正予算に係る交付金事業で、3月の交付決定であり、1,275万9,000円全額を繰り越しました。内容は、地方創生加速化交付金関連事業で美しい村中川を体験しよう関連、信州上伊那の地域力向上事業関連、中央アルプスジオパーク構想を活用した観光地域づくり推進事業関連、移住交流地域仕事センター推進事業関連のそれぞれの事業に充てるものであります。

6 款 農林水産業費、農業振興事業は、平成 27 年度国の担い手確保経営強化支援事業で採択事業が内定したため931万5,000円全額を繰り越しました。

8 款 土木費、村道新設改良事業は、村道改良事業、大草中央線ほか5路線で、道路の線形、ルート選定と起債額と工事費との割り振り調整に時間を要したことによりまして合計2,997万円を繰り越したものであります。

翌年度の繰越額の合計は7,367万2,000円となります。

以上、報告をいたします。

○議長 長 次に報告第2号の説明を求めます。

○建設水道課長 報告第2号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するものですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては、平成27年度の事業報告及び決算並びに平成28年度の事業計画及び予算について、過日、理事会におきましてご承認いただいている旨をご報告申し上げます。

詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕及び日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 異議なしと認めます。したがって、日程第4 承認第1号及び日程第5 承認第2号を一括議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等がこの3月31日に公布され、それに伴い中川村税条例等の一部を改正する条例も3月31日で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

なお、改正条例は、第1条の中川村税条例の改正と第2条の平成26年第1回臨時会にて議決をされた中川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正及び第3条の平成27年6月議会において議決された中川村税条例の一部を改正する条例の一部改正の3本立ての集合条例となっております。

例規集は、第1巻1751ページからとなります。

改正内容につきましては、お手元に配付をさせていただいております折りたたみであるA3横長の資料1でお願いしたいと思います。条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の改正は、法人住民税の交付税原資化、自動車取得税の廃止と環境性能割の創設、グリーン化特例の見直しと延長、固定資産税等の特例措置が主なものになります。

それでは資料1の表に沿ってご説明をいたします。

最初に、中川村税条例等の一部を改正する条例、第1条 中川村税条例の一部改正でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

税条例第18条の2は行政不服審査法の改正に伴う字句の改正となります。

税条例第18条の3は軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備となります。

次に税条例第19条、第43条、資料2ページの第48条、第58条は、個人の村民税及び法人の村民税に係る延滞金の計算期間の見直しについて、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更生があった場合に延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備となります。

資料の1ページにお戻りください。

税条例第34の4については法人村民税の法人税割の税率についてです。消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人村民税の法人税割の税率を9.7%から6.0%に引き下げ、あわせて地方法人税の創設及び税率引き上げを行い、その税込全額を地方交付税の原資化をするということとしております。

次に資料の3ページをお願いいたします。

税条例第56条及び第59条は固定資産税の非課税の規定の適用についてです。固定資産税の非課税適用の申告対象に独立行政法人労働者健康安全機構が追加されたことに伴う改正となります。

次に、資料3ページの税条例第80条から資料5ページの税条例第91条までは軽自動車税に係る改正となります。

税条例第80条は軽自動車税の納税義務者等についてです。自動車取得税を廃止して

環境性能割を創設することに伴う改正で、環境性能割の納税義務者について規定すること及び軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備となります。

税条例第 81 条は軽自動車税のみならず課税について規定の追加を行うものです。税条例第 80 条第 1 項で規定する 3 人以上の軽自動車の取得者または所有者について、売買契約において所有権を留保している場合の買い主や買い主の変更等があった場合の新たな買い主について、3 人以上の軽自動車の取得者または所有者とみなして環境性能割を課すものとしているものです。

次に資料の 4 ページをごらんください。

税条例第 81 条の 2 は条例において規定をすることとされている日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税について規定をしたものです。これまで第 80 条の 2 で規定をされておりましたが、これを削除し、新たに 81 条の 2 に規定をされたものです。

税条例第 81 条の 3 から第 81 条の 8 は軽自動車税の環境性能割に関する条例の追加となります。

税条例第 81 条の 3 は環境性能割の課税標準。

税条例第 81 条の 4 は環境性能割の税率。

税条例第 81 条の 5 は環境性能割の徴収の方法。

税条例第 81 条の 6 は環境性能割の申告納付。

税条例第 81 条の 7 は不申告等に関する科料。

税条例第 81 条の 8 は環境性能割の減免について規定をしております。

次に、税条例第 82 条は軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備と種別割の税率について規定の改正を行うものです。

資料 5 ページをお願いいたします。

税条例第 83 条と第 85 条は軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備となります。

税条例第 87 条は軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備と法改正に合わせた様式番号の整備となります。

税条例第 90 条は軽自動車を種別割と名称変更する規定の整備です。

税条例第 91 条は軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備と参照する法令の番号変更に合わせて規定の改正を行うものです。

次に 6 ページをごらんください。

税条例制定附則第 6 条はセルフメディケーション推進のためのスイッチ OTC 薬控除の規定の新設となるものです。これは、健康の維持、増進及び疾病の予防への取り組みとして特定検診や人間ドッグ、がん検診等の受診など一定の取り組みを行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチ OTC 薬の購入費用を年間 1 万 2,000 円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち 1 万 2,000 円を超える額について 10 万円を限度に所得控除をするというものになります。

続いて、税条例制定附則第 10 条の 2 第 6 項から第 10 項は固定資産税等の特例措置の見直しとなります。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備にかかる課税標準の特例措置についてわがまち特例を導入する規定の追加となります。

税条例制定附則第 10 条の 2 第 14 項は都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が整備した公共施設の用に供する家屋及び償却資産にかかる課税標準の特例措置についてわがまち特例を導入する規定の追加となります。

税条例制定附則第 10 条の 3 は新築住宅等に対する固定資産減額申請書類に補助金等の書類添付が追加されたことに伴う規定の改正となります。

税条例制定附則第 15 条の 2 は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例として、当分の間、長野県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の令により行うものとする規定の新設となります。

税条例制定附則第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 は軽自動車税の環境性能割の減免の特例、申告納付の特例について規定を新設するものになります。

税条例制定附則第 15 条の 5 は軽自動車税の環境性能割にかかる徴収取扱費の交付について規定を新設するものとなります。軽自動車の環境性能割の賦課徴収については特例により県が行うことになっており、その事務を行うために要する費用を保障するためのもので、徴収取扱費として長野県に交付するものとなります。

次に資料の 7 ページをごらんください。

税条例制定附則第 15 条の 6 は軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定を新設するもので、税条例第 81 条の 4 で定める環境性能割の税率を、当分の間、第 1 号については 100 分の 1 を 100 分の 0.5 に、第 2 号については 100 分の 2 を 100 分の 1 に、第 3 号については 100 分の 3 を 100 分の 2 に読みかえるというものになります。

税条例制定附則第 16 条は軽自動車税の種別割のグリーン化特例の 1 年延長と軽自動車税を軽自動車税の種別割と名称変更する規定の整備となります。

次に資料の 8 ページをごらんください。

中川村税条例等の一部を改正する条例の第 2 条 中川村税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成 26 年 5 月の臨時議会で専決処分のご承認をいただきました中川村税条例等の一部を改正する条例中、附則第 6 条の軽自動車税に関する経過措置について、本条例第 1 条で改正をされる税条例第 82 条の改正に伴う表の改正と軽自動車税を種別割と名称変更する規定の整備となります。

続いて、中川村税条例等の一部を改正する条例の第 3 条 中川村税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成 27 年 6 月定例会で専決処分のご承認をいただきました中川村税条例等の一部を改正する条例中、附則第 6 条の村たばこ税に関する経過措置について、本条例第 1 条で改正される税条例第 19 条の改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、資料の 8 ページ後段にそれぞれ記載をさせていただいた期日となります。

これらが主な改正となりますが、そのほか規定の整備、条ずれの措置などにつきましては新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの税条例の改正と同様に地方税法等の一部改正がこの 3 月 31 日に公布されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 3 月 31 日に専決処分をしましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

例規集は第 1 巻 2051 ページからとなります。

お手元に折りたたんだ A 3 横長の資料 2 国保税条例の改正概要をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

それでは資料 2 により説明申し上げます。

今回の改正は、国保税の課税限度額の引き上げとそれに順ずる引き上げ、国保税の軽減判定にかかる算定基礎額の引き上げとなります。

国保税の課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を 17 万円から 19 万円に引き上げるものです。国保税の軽減措置による減額後の税額の上限も同様に引き上げをしております。

また、低所得者の負担軽減措置について、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減の対象となる世帯は 26 万円から 26 万 5,000 円に、2 割軽減の対象となる世帯は 47 万円から 48 万円に引き上げ、軽減の対象者を拡大いたします。適用時期は平成 28 年 4 月 1 日です。

そのほかの規定の整備、条ずれの措置などにつきましては新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第 1 号の採決を行います。

- 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 長 全員です。全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定をしました。
次に承認第2号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 長 全員です。全員賛成です。したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。
日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について〕
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決第3号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。
今回の改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月13日に公布され、同法第40条において地方税法の一部が改正することとなったことに伴い中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について3月31日に専決処分をしましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。
例規集は第1巻の2087ページになります。
附則第2項の適用区分について、行政不服審査法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い所要の規定の整備を行うものとなります。
施行期日は平成28年4月1日からとなっております。
以上、ご承認のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員です。全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

お諮りします。

日程第7 承認第4号から日程第12 承認第9号までの承認案件6件につきましては、平成27年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成27年度中川村一般会計補正予算（第7号）〕

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成27年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成27年度中川村公共下水道事業特別補正予算（第3号）〕

日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）〕

以上の6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 承認第4号 平成27年度中川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に3,488万2,000円を追加し、予算の総額を35億4,558万2,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正は第2表 繰越明許費補正で、地方債の補正は第3表 地方債補正により平成28年3月31日に専決処分をしたものであります。

この補正は、額の確定、最終実績見込み等によるものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正であります。追加で総務費の総務管理費で電子化推進事業、情報セキュリティー強化対策事業2,162万8,000円の追加であります。

変更は、総務費の総務管理費で事業名地方創生加速化事業、地方創生加速化交付金関連事業ほか、土木費の村道改良事業4事業の実施状況に合わせまして額の変更を行うものでございます。

7ページ、第3表 地方債補正は、それぞれ事業費が確定したことによる変更であります。変更内容であります。起債の目的にあります防災用携帯無線機整備事業、緊急防災減災事業債以下11事業の限度額の変更総額で130万円の減額となります。

10ページからの歳入歳出の事項別明細につきましては主要なものの説明とさせていただきます。

10ページ、2の歳入であります。

1款 村税につきましては実績による計上で、村民税で148万円の増額であります。

11ページ、地方譲与税以下で特徴的なものでございますが、16ページをごらんください。

12款 地方交付税で3,276万5,000円の増額であります。地方特別交付税で3月交付額の決定によるもので、平成27年度の特別交付税総額は1億1,776万5,000円で、平成26年度との比較では地域おこし協力隊配置費用などの算定がありまして440万円余りの増額となったところであります。

17ページであります。

14款 分担金及び負担金、分担金の農林水産業費分担金であります。県営事業分担金でありまして、南向・片桐地区の県営事業の事業費の増額に対して分担金も増額となりました。

21ページであります。

16款 国庫支出金、中ほどにあります10の教育費国庫補助金496万8,000円ですが、これにつきましては、23ページにございます教育費県補助金から同額を国庫補助事業に科目がえをしたものでございます。内容については同様であります。

23ページをお願いいたします。

17款 県支出金、農林水産業費県補助金120万9,000円ですが、このうち、節、林業費補助金、説明欄の04 森林造成事業補助金ですが、松川三林の整備実績による増額になります。

24ページをお願いします。

18款 財産収入の中ほどであります。財産売払収入の不動産売払収入97万円ですが、村有林立木売払収入であります。これも松川三林の間伐材の売り払いの実績になります。

26ページをお願いします。

22款 諸収入、雑入であります。278万4,000円ですが、このうち、このページの一番最下欄の行にあります44 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金ですが、捕獲実績が多かったことによることと交付単価の増額による増ということ

○保健福祉課長

ございます。

29 ページをお願いいたします。

29 ページから歳出になりますけど、歳入同様に事業の実施状況による額の確定見込みによるものであります。各費目、精査をしまして、すべて減額補正であります。

内容についてはごらんいただいたとおりでございますので、以上、報告とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

それでは保健福祉課所管の3会計につきましてご説明いたします。

まず承認第5号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ66万2,000円を減額し、予算の総額を5億6,991万8,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

7 ページからの歳入ですが、国民健康保険税収入の見込みが確定し、当初予算に対して一般被保険者分は19万円の増、退職者分は138万8,000円の減で、合わせて119万8,000円の減額となりました。

8 ページの国庫支出金は療養給付費負担金と財政調整交付金とを合わせて974万5,000円の増額となりました。

9 ページの療養給付費交付金は退職者に係る分で85万3,000円の増額となります。

10 ページの県支出金では特定検診等負担金と普通調整交付金とで合わせて190万円の減額となりました。

11 ページの共同事業交付金は高額療養費、保険財政共同安定化を合わせて540万4,000円の増額です。

13 ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金は出産育児一時金の実績により減額、第3号補正で計上いたしました基金繰入金は財政調整交付金と共同事業交付金が増額となったことから繰り入れを行わないことといたしました。

続いて15 ページからの歳出の主な内容ですが、総務費関係については実績に伴う更正減です。

16 ページからの保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者ともに療養給付費、療養費、高額療養費の減に伴う更正減です。

18 ページの助産諸費では、出産育児一時金が2名分、84万円の減額、葬祭諸費も実績による減額となりました。

21 ページの保険事業費は特定健康診査等事業費が当初見込んだ受診人数を下回ったことによる減額、ヘルスアップ事業も実績による更正減であります。

24 ページの諸支出金は国保税の還付金の実績による更正減です。

25 ページの予備費で収支の調整をいたしております。

続きまして、承認第6号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ461万7,000円を減額し、予算の総額を6億18万3,000円とするものです。

事項別明細書により説明いたします。

5ページの歳入であります。

保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定し、22万7,000円の減額となります。

続いて6ページ、国庫支出金の調整交付金が決定いたしましたので、それに合わせて補正するものです。国庫支出金全体で150万9,000円の増となります。

8ページの県支出金は地域支援事業補助金の確定によるもので、県支出金全体で9万1,000円の減となります。

10ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については介護サービス給付費分及び事務費等が確定したため156万2,000円の減額補正となります。

また、基金繰入金は、介護サービス給付費が見込みを下回ったため432万8,000円の減額となり、年度末基金残高は1,500万円となります。

12ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減です。

14ページの保険給付費は実績が見込みを下回ったため全体で322万8,000円の減額となります。

15ページの地域支援事業も実績に合わせて全体で14万3,000円の更正減です。

19ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

続きまして、承認第7号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ52万9,000円を減額し、予算の総額を4,857万1,000円とするものです。

事項別明細書により説明いたします。

5ページの歳入でございます。

保険料は収入額が確定し39万3,000円の減額となります。

7ページの繰入金は事務費分13万1,000円が減額となります。

10ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減。

11ページの後期高齢者医療広域連合納付金は保険料収入分と一般会計から繰り入れる保険基盤安定県負担金を長野県後期高齢者広域連合に支出するもので、これらの収入が確定したことにより30万円の減額となりました。

以上、3会計とも平成28年3月31日に専決処分をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

それでは、私のほうから承認第8号及び第9号についてご説明いたします。

まず、承認第8号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ278万円を減額し、総額を1億9,970万円といたしました。いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5ページ、歳入ですが、負担金収入に86万円を追加し、6ページ、使用

料を現年分、滞納繰越分、合わせて 209 万 4,000 円、手数料 6 万円を増額しました。これらに伴いまして、7 ページ、一般会計からの繰入金を 570 万円減額しました。

9 ページの歳出ですが、薬品や電気料などの需用費や公共ます設置工事費など、実績により維持管理費総額で 262 万円を減額したものであります。

続きまして、承認第 9 号 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)についてですが、今回の専決補正では、規定の歳入歳出から 362 万円を減額し、総額を 1 億 2,350 万円といたしました。いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5 ページ、歳入ですが、使用料の現年分、滞納繰越分、合わせて 62 万 6,000 円を増額しました。これらに伴い 6 ページの一般会計繰入金は 420 万円の減額としました。

8 ページの歳出ですが、電気料や修繕料などの需用費やコンポスト、処理施設負担金など、実績により維持管理費総額で 340 万円を減額したものであります。

以上、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第 4 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員です。全員賛成です。したがって、承認第 4 号は承認することに決定をいたしました。

次に承認第 5 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員です。全員賛成です。したがって、承認第 5 号は承認することに決定をいたしました。

次に承認第 6 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員です。全員賛成です。したがって、承認第 6 号は承認することに決定をいたしました。

次に承認第7号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員です。全員賛成です。したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。

次に承認第8号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員です。全員賛成です。したがって、承認第8号は承認することに決定をいたしました。

次に承認第9号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員です。全員賛成です。したがって、承認第9号は承認することに決定をいたしました。

日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

[平成28年度中川村一般会計補正予算(第1号)]

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 承認第10号 平成28年度中川村一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

予算の総額に50万円を追加し、予算の総額を32億2,450万円とするものであります。

地方債の補正は追加で第2表 地方債補正によるもので、平成28年5月10日に専決処分を行ったものでございます。

3ページをごらんください。

第2表 地方債の補正は、追加で公共土木施設災害復旧事業に災害復旧事業費を充てるもので、限度額は50万円であります。

6ページをお願いいたします。

2歳入は23款 村債で、ただいまの村債であります。災害復旧債50万円あります。被災規模が小さく補助対象事業とならないことから一般単独災害として起債で対応をいたします。起債の充当率であります。100%充当で、交付税の参入率であります。財政力に依りまして47.5%~85.5%ということで、最終措置率は47.5%~85.5%になります。借り入れの時点で決まってくる。

7ページ、3歳出であります。2款の総務費で一般管理費25万円でございます。寄附金でありまして、平成28年熊本地震に対する義援金であります。長野県町村会を通じまして熊本県町村会へ届けられます。

8ページ、11款 災害復旧費であります。公共土木施設災害復旧費59万9,000円

の増額であります。公共土木施設災害復旧工事でありまして、4月7日の降雨によりまして村道上前沢上島線、上前沢地籍の路肩が決壊したための復旧工事費で、延長14m、のり長2.65mのブロック積みの復旧になります。

次に9ページ、14款 予備費で収支の調整を行ったところであります。

以上であります。

ご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第10号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、承認第10号は承認することに決定をしました。

日程第14 議案第1号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号について提案説明いたします。

例規集は第1巻、勤務時間及び休暇条例については567ページ、一般職の職員の給与条例については781ページ、特殊勤務手当条例については1151ページ、旅費の条例については1211ページでございます。

提案理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に施行に伴い本案を提出するものであります。

改正内容は、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例以下4つの条例の第1条中、根拠法令である地方公務員法第24条第6項が第24条第5項に繰り上がったため、それに合わせて改正するものであります。

適用は平成28年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

- これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第2号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 長 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 議案第2号について提案説明いたします。
提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い本案を提出するものであります。
例規集は2巻1760ページからであります。
改正内容は、附則第5条第2項の表中の傷病補償年金の額及び同条第5項の表中の休業補償の額に乗じる調整率の改定を行うもので、0.86を0.88に、0.91を0.92にそれぞれ改めるものであります。
適用は平成28年4月1日からで、経過措置としまして、施行日前に生じた補償については従前どおりとしております。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第3号 中川村農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第3号について提案説明いたします。

提案理由は、中川村農産物加工施設の指定管理者を指定するため本案を提出するものであります。

平成28年9月30日をもって指定管理指定期間が満了となる同施設について、引き続き指定管理者を指定するものであります。

指定期間の満了に当たっては、指定管理者の募集を行い、応募のあった2団体に対し面接審査を行い、指定候補者の選定を行いました。その結果を受けて提案するものであります。

施設の名称、中川村農産物加工施設。

指定管理者の名称、特定非営利活動法人ふるさとづくり・やらまいか。

指定の期間、平成28年10月1日から平成31年3月31日。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○6番

(柳生 仁) この加工施設、村長が非常に夢と期待を持ってスタートしたものだと思っております。最初、なかなか苦勞しておりました。最近、柿の皮むきなど、非常に積極的に取り組んで活動してきましたわけでありまして、今回は、こうして新たにやらまいかのほうでもって取り組みたいという報告があったわけでありまして。

過日、全協でも、このシミュレーションのものをいただいたわけでありまして、これだけでは、なかなか、どういった夢があるのか、また、新たな展開ができるのか見えてこないわけでありまして、もう少し詳しくわかったらお聞かせ願いたいと思っております。

○振興課長

それでは、所管する振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、公募に当たって2団体いただいたわけでありまして、ふるさとづくり・やらまいかからの運営の方針につきましては、過日の全協の中でもご説明をさせていただいたところであります。従来の受託加工を中心とした、これは現管理者の皆さんとも、今後、協議をしながら連携をして継続をしつつ、新たに一番課題となっておりました村農産物の特産品の開発ですとか販路の開拓、そういった点で新たな展開をしていきたいというご提案でございます。具体的には、特産品開発につきましても、村内のいろいろな団体ですとか組織ですとか、ネットワークをつくって、その中でいろいろ

ろんなアイデアを出し合って商品開発をしていきたいということ、それから、やらまいかの母体といますか、参加している——参加といますか、連携をとっているほかの団体で、今、都市部の企業や消費者とのつながりを持つようとしているということがあります。そんな中で、そういったネットワークとか都市部の、そういったつながりを生かして消費者目線での商品開発ですとか販路をつくっていかうというご提案でございました。具体的に、それがどう展開していくかというのはまだ見えないわけでございますけれども、その部分に、今の加工施設の加工プラス、それをいかに商品化していくかとか販路をつなげていくかというところに期待をして、今回、指定管理をお願いするということにしたところでございます。

○6 番 (柳生 仁) 今、丁寧な説明をいただきましたし、また、都市との交流で多くの連携があつて販売が期待されるということでございますけれども、現在の加工施設のままで利用できるのか、また、追加して何か整備するのか、そういった点はどうなっておりますか。

○振興課長 基本的には現施設を使つての加工業務ということになろうかと思ひます。今あの施設で許可を取つている、食品衛生法の許可を取つている品目は限られてございますので、もし、今後、新たに何か展開を図りたいというようなご相談があれば、また、村も一緒に考えてまいりたいと思つております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがつて、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第4号 平成28年度中川村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第4号 平成28年度中川村一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条で予算の総額に2,650万円を追加し、予算の総額を32億5,100万円とするものであります。

地方債の補正は第2表 地方債補正によるものでございます。

今回の補正は、平成27年の人事院勧告によります一般職の給与、手当の見直し、また、4月の人事異動によります人件費の変更、平成27年度の国の補正予算であります

地方創生加速化交付金事業への振りかえに伴うもの及び災害復旧費に要する経費が主なものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正は、追加で起債の目的にございます農地等災害復旧事業（谷田地区・堂洞地区）（災害復旧事業債）の限度額は60万円とし、これの起債の充当率ではありますが、90%充当で、交付税の参入率は95%、最終的に交付税で措置されます措置率は85.5%となります。

公共土木施設等災害復旧事業（村道西丸尾飯沼線）（災害復旧事業債）は190万円の限度額で、充当率は100%であります。交付税算入率が95%でありますので、最終措置率は95%となります。

以上、追加で借入れを行うものでございます。

変更であります。県の衛星通信システム改修事業（改修負担金）の（緊急防災・減災事業債）で限度額を1,070万円から790万円に280万円減額するものであります。これは、県の補助金が交付される見込みとなったことから起債を減額するという内容でございます。

7 ページをお願いします。

2 歳入の16款 国庫支出金は、災害復旧費の国庫負担金が330万円で、道路の災害復旧事業負担金になります。補助率は3分の2であります。

総務費の国庫補助金308万6,000円で、内訳は、個人番号カードの交付事業費補助金が補助率10分の10、無線システム普及支援事業費等補助金、基本補助率は2分の1でございますが、国の予算の総額の割り当てがまだはっきりしておりませんので、安全率を見込みまして、その70%で計上をいたしました。

8 ページであります。

17款 県支出金は、消防費の県補助金が272万9,000円で、衛星系防災行政無線の更新支援事業費補助金ということで、当初予算に計上してあります県の衛星通信システム改修費負担金に対しまして県補助金が交付されることとなったことから計上をするものであります。補助金の額は事業費の30%の補助となっております。

災害復旧費の県補助金は100万円で、農地等の災害復旧事業補助金であります。5月11日の豪雨によります被災を受けたものの復旧費で、補助率は2分の1であります。

9 ページ、21款の繰越金ではありますが、1,300万円で、歳出財源の確保とするものでございます。

10 ページをお願いします。

22款 諸収入。

預金利子は端数調整であります。

農林水産業費の受託事業収入195万円ではありますが、水源林の造成事業収入でありまして、四徳の東山団地の整備に対する受託収入の額が決まりまして増額をするものであります。

雑入は172万4,000円あります。

消防団員の退職報奨金は追加であります。コミュニティー助成事業は宝くじの収益金の還元金で、消防費の装備品に充てる事業となったことから100万円を計上いたします。

農地等災害復旧事業につきましては地元負担金ということになります。

11 ページ、23 款の村債であります。先ほど4ページの地方債補正で説明させていただいた内容によりますものでありますので、ごらんいただいたとおりであります。

12 ページをお願いいたします。

歳出であります。各費目にわたりまして人件費にかかわるものがございますが、先ほど申し上げました平成27年の人事院勧告と人事異動に伴うもので、説明は省略をさせていただきます。

事業にかかわるものでは、13 ページをお願いいたします。

2 款 総務費の文書広報費の2281 電子化推進事業639万円の追加であります。公衆無線LANの整備に要する経費ということですが、これは災害時に防災拠点施設で無線LANによる通信を確保するため、国の補助事業対象となることから役場、文化センター、中学校、東小学校、西小学校の5カ所に国の補助金を使い整備するものと、あわせまして単独でチャオの施設整備を行うものの経費費用でございます。

14 ページをお願いいたします。

企画総務費のうち負担金、補助及び交付金につきましては、上伊那広域連合の負担金ですが、広域で取り組みます移住、定住のための人件費の増分の中川村分の負担金になります。

次の地域おこし事業であります。金額は少ないわけですが、地域おこし協力隊の活動実態に合わせた節の内容の組み替えによるものでございます。

次の防災対策費でございますが、熊本地震の支援として村で備蓄しておりました災害用飲料水等を送った関係がございますので、災害用飲料水でありますとか備蓄食料品等の購入をしていくための費用で80万円を計上いたしました。

15 ページの一番下の戸籍住民基本台帳費ですが、内容は16 ページをごらんいただいて、19 の負担金、補助及び交付金であります。通知カード、個人番号カードの関連事務を行います地方公共団体情報システム機構への追加の交付金となります。

17 ページ、3 款 民生費ですが、一番下の事業の老人福祉施設管理費344万5,000円の増額であります。

修繕料は高齢者憩いの家のエコキュートの貯湯タンクと圧縮機の修繕料になります。

18 ページのほうの工事請負費ですが、望岳荘の地下重油タンクの流出事故防止工事となっておりますが、重油タンクが設置から40年を経過することから、FRP内面の強化を行う工事費でございます。

20 ページをお願いいたします。

20 ページの中ほど、農業振興費の人・農地問題解決事業につきましては減額ですが、平成27年補正の地方創生加速化交付金事業に計上したことから減額をするものであります。

21 ページ、村有林管理事業でございますが、195 万円の増加であります。水源林造成事業の追加であります。四徳の東山団地の作業道の開設分で、延長 1,400m、幅員 3 m の開設を行うもので、既に計上してあります予算と合わせまして総額で 695 万円の委託料ということになります。

22 ページをお願いします。

7 款 商工費の中ほどであります。商工振興事業及びその下の観光費の観光事業につきましては、地方創生加速化交付金事業の計上をいたしましたので減額となります。

23 ページ、ふれあい観光施設管理事業であります。望岳荘の非常照明器具のバッテリー 7 カ所の修繕と望岳荘の宿泊棟のボイラー、減圧弁 2 カ所の修繕料になります。

25 ページをお願いいたします。

8 款 土木費の住宅管理費であります。12 万円の補正で、ガーデンハウス中田島の住宅に幼児等の転落防止のために延長約 10m にフェンスを設置したいとするものであります。

26 ページをお願いいたします。

9 款 消防費、非常備消防費 151 万 6,000 円の補正でございます。

報償費につきましては消防団員の退職報奨金であります。当初予算で見積もれなかった退団者 2 人分の増額でございます。

需用費につきましては、宝くじ収益還元金を活用しまして消防団用の資機材を整備するものであります。主には操法用のもので、操法用の火点、給水機などを整備するというものでございます。

27 ページ、10 款 教育費につきましては、30 ページまで、それぞれ事業の運営、施設管理上、必要となる費用を計上したものでございます。このうち小中学校 3 校の AED、自動体外式除細動器は、平成 20 年の製造でありまして、耐用年数 8 年を迎えることから更新をするものでございます。これまでの使用実績はないというふうに聞いております。

31 ページをお願いいたします。

11 款 災害復旧費であります。

農地等災害復旧事業は 228 万円の増額であります。5 月 11 日豪雨によります美里、下平の水田 2 カ所の畦畔の被災農地の復旧費用であります。

公共土木施設の災害復旧費は 526 万円で、村道西丸尾飯沼線、飯沼地籍の路肩復旧のための費用であります。

いずれも査定前でございます。見込額の計上となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

32 ページの 14 款 予備費で収支の調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8 番 (大原 孝芳) ちょっとお伺いします。

17 ページの老人福祉施設の管理費なんです、需用費のほうで一番下段に高齢者憩いの家のエコキュートの修繕ということで77万8,000円かかる、やるわけですが、3月の議会のときに、何かエコキュートも、何か更新をしていくってということで、何ていうんですか、ちょっと、今、予算書ないもんですから詳しい話できませんが、載っていたと思うんです。更新料ってね。それで、こういうエコキュートみたいなものを更新していくときに、その単年度の、私、質問したんですが、それは、非常にエコキュートってというのは、望岳荘についても非常に勝手使いが悪いというようなね、お話がいろいろ多々聞こえているんですが、その更新をしていこうとしたときに、こういう修繕っていうものが発生しちゃうっていうかですね、その何ていうんですか、契約していくわけなんですかね？毎年、単年度で、前、するっていうお話は、多分、ことしの3月の議会のときにお聞きしたと思うんですが、その関係ってというのはどういうふうになっていくんでしょうか。非常に、機械ってというのは壊れるもんですからね、それ、やむないと思うんですが、ぼつぼつエコキュートも長くは使えないというようなお話しもいろいろ聞いているんですが、そこら辺の関係ってというのはね、例えば、今回、修繕料が発生しちゃうと、それで、例えば、新たに更新をしようと、今、更新っていうかですね、単年度ごとに更新をしていくと、その契約ですね、エコキュートのある会社さんと契約していくと、その関係ってというのはどういうふうになっているんでしょうか。これ。

○保健福祉課長 それでは、高齢者憩いの家を所管する保健福祉課のほうで回答させていただきます。

高齢者憩いの家のエコキュートにつきましては、本年度、平成28年度の2月をもって10年間のリース期間が一旦満了はいたします。リース期間中の修繕に関しましては借主である村側のほうで修繕のほうは対応するという契約になっております。28年度末以降につきましては、とりあえず次の施設をどうするか結論が出るまでは現行のエコキュートを使い続けるよりほかに選択肢がございませんので、1年ごとの契約の延長を、その間、していくというふうに考えているところでございます。したがって、契約中に修繕が必要になった場合は、都度、こちらで対応していくということになります。

○8 番 (大原 孝芳) じゃあ、3月議会のお話のときには、その修繕がですね、必要かっていうことはわかっていなかったっていうことですかね？

○保健福祉課長 望岳荘全体といいますか、高齢者憩いの家の設備全体として、現在、改修工事中にはありますが、想定外のことも発生するということで、全体として修繕費というものは見てございますけれども、今回の修繕に足りるだけのものがございませんので、修繕をするということでございます。

なお、このタンクにつきましては、高齢者憩いの家の工事が本格化し始めたときに、漏水といいますか、水漏れが発見されて、原因の特定がようやくできて、予算計上がぎりぎり間に合ったということでございますので、当初予算に計上する段階では、そ

もそも、こういう事態が起きていることも把握ができておらなかったものでございます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○2 番 (湯澤 賢一) 今のエコキュートの問題、一緒なんですけど、ことしの2月に満期になったという、満期というか、更新という意味は終わって、後、どういうふうに引き継いでいくかという、そのまま引き継いだ場合、前と同じような契約料っていうのは発生してこないと思うんですけど、その辺、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○保健福祉課長 単価、契約単価につきましては、10年経過をしますので、額としては下がるものでございます。今ここに、ちょっとその細かい資料はございませんが、10年、これまでの契約料とは異なります。

また、単年度ごとの契約ということになりますので、1年ごと、次をどうするという結論が出ればやっていくことになるかなというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) 今までのリース料っていうのは、多分、自分の記憶では14万8,000円だったと思うんですけど、やはり、これが本当にうまく機能したかどうかっていうことは、それも、当初から実際に関係している望岳荘のほうからもそういう話がよくあったわけですが、これ、修繕のためだけの費用ですか。つまり、月々に毎月、1年ごとに更新していく単なる更新費として77万8,000円要るのか、そういうものじゃなくて、要するに修繕費として77万8,000円要るという、そういうふうと考えていいわけですか。

○保健福祉課長 今回は、計上いたしましたのは、あくまでもタンク1つの穴の修理とコンプレッサーの修理の単体といいますか、それだけの費用でございまして、今回限りのものというふうにお考えいただいて結構でございます。

○2 番 (湯澤 賢一) 前からちょっと問題があって、伊那市のほうの関係の長谷にある、何だっけなあ？清流苑じゃなくて、あちらでも問題があったっていうふうな話も聞いておりましたので、これ、できたら、もうちょっと検討して、これが本当にいいのかどうか、後、引き継いだ方がいいかどうかということをご検討願ってやっていっていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第5号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支では総係費の不足を計上するものです。

また、資本的収支では補助金の減額と建設改良費を減額して計上するものです。

予算書本文第2条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に10万8,000円を追加し、総額を1億590万8,000円とするものであります。

収益的収入の補正は行いませんが、収支では収入が支出を上回っているため資金不足となることはありません。

また、第3条で資本的収入の補助金を178万1,000円減額し、資本的支出では建設改良費を300万円減額し、収入総額を451万9,000円、支出総額を6,410万円とするものであります。

収支の不足額は5,958万1,000円となりますが、留保資金で補填することとします。

また、第4条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を10万8,000円増額し1,464万円とするものです。

9ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出では、営業費用の総係費は給与改定に伴う職員の給料手当で10万8,000円増額します。

続いて10ページ、11ページの資本的収入、支出ですが、資本的収入の補助金について、長野県の内示額により178万1,000円を減額しました。国庫補助金から県の補助金に変更となった理由ですが、生活基盤施設耐震化等交付金は厚生労働省の水道施設整備費国庫補助金事業の整理、統合により平成27年度に創設された事業でありまして、ことしの3月末に示された交付要綱等により県の補助金として計上するものです。補助率につきましては、対象事業費の3分の1ということで変更はありませんが、内示額につきましては、厚生労働省から長野県に内示された64%の充当額により算出されたものであります。

資本的支出については、建設改良費の配水管布設がえ工事費を補助金の減額に伴い300万円を減額するものであります。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、28年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
- 議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前10時50分とします。
 [午前10時38分 休憩]
 [午前10時50分 再開]
- 議 長 会議を再開します。
 日程第19 一般質問を行います。
 通告順に発言を許します。
 3番 松澤文昭議員。
- 3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書によりましてチャオ周辺のリ
 ニューアルコンセプトの村長の考え方、あるいは村の方針について及び中川村農産物
 加工施設の今後の方針について村の考えをお聞きします。
 ことしの3月の議会の一般質問において新生チャオにつきまして村の考えを聞きま
 したが、その後、チャオ周辺の再整備について助言を依頼していた斉藤さんよりリ
 ニューアルコンセプトの提案があり、意見交換会が開催されたとの新聞報道がありま
 した。その計画内容は、チャオ周辺の現状を実用品を買う以外の楽しさを演出する店
 がなく、村の美しさを表現するシンボル性がないと指摘する中で、再整備は実用性と
 楽しさを兼ね備え、中川独自の価値を表現する場所にすることで集客が望めると、物
 にあふれ複雑化した社会の中で、自然の感覚を大切にシンプルな生き方、暮らし
 を追及する人が増えているとする中で、大量生産、高速型の生活スタイルに対してゆっ
 くりした暮らしを提案するスローライフをコンセプトに再整備を進めております。具
 体的には、チャオの南隣にイベント広場を新設、さらに隣には天竜川などの景色が一
 望できるレストランやカフェ、ギャラリー、小面積で数の多い商業スペース、飲食店
 などの構造物を新築し、ショッピングスペースでは、テナントの一例として地元の産
 品を生かした食材店、家庭で楽しめるレストラン、若い女性をターゲットにする香り
 の店、インテリ雑貨などの集積を構想し、中川でしか買えない海外の最も美しい村か
 ら直輸入した製品の販売、伊那谷に多く居住するクラフト作家の作品展や作品販売
 ブースなども新設する、イベント広場は朝市を開催するなど憩いと交流の場にも活用
 できるとし、スローライフのコンセプトを明確に打ち出し、時間をかけても行きたく
 なるおしゃれ感や魅力ある空間にすることが大事、日本で最も美しい村連合に加盟す

る利点を生かし、活用すべき、海外の連合加盟地域と人的交流も視野に入れたいなどの計画がされております。

そこで、新たなチャオのリニューアルコンセプトの提案につきまして村長の考えをお聞きします。

また、チャオの活性化を図るためにはつくっチャオからの情報発信が重要だと考えます。魅力があり、話題性がある中川村の特産品開発ができれば集客力の向上につながりますし、中川村のPRにつながると考えます。

現在、中川村農産物加工施設を運営している企業組合つくっチャオとの指定管理について、平成28年9月末までの指定管理者に指定し、10月以降の指定管理者について公募する中、先ほど提出された議案第3号、中川村農産物加工施設の指定管理者の選定についての議案が可決されたことによりNPO法人ふるさとづくり・やらまいかにこの指定管理者が決定をしました。

そこで、中川村農産物加工施設の今後の方針について村の考えをお聞きします。

まず、チャオ周辺のリニューアルコンセプトの提案に対する村の考えについてお聞きをします。

チャオ周辺の再整備を助言していた斉藤さんよりリニューアルコンセプトについてスローライフをコンセプトにした再整備の提案がされております。この提案に対する村長の考えについてお聞きします。

○村長

チャオ周辺のでこ入れについてのご質問を頂戴しました。

あのチャオ周辺を考えるに当たってですね、どんな議論が出たかといいますと、まず、チャオとその周辺の現状としてはですね、村民の皆さん方、それから、その村の周辺に暮らす皆さん方の生活の必要に役立っている、なくてはならない商業施設ということで、大変ありがたいということはあるながら、ただ、今、上伊那、下伊那をつなぐ道路網が充実をだんだんしてきているという中で、みんながあちこち行きやすくなる中で、競争は厳しくなっていくと、その生活の必要に役立っているだけではちょっと勝ち残れない可能性もあるなというふうな、そういう危機感があると、そこで、斉藤さんのお話も聞きながら、やっぱり買い物についての必要に役立っているだけでなく、何かワクワク感というか、楽しさみたいなものを演出といいますか、提供することによって、今よりももっと広い範囲から、そのお客さんが来てくれるんじゃないかなと、そうすると、その道路網の充実というのが、そのリスクではなくて、逆にチャンスにもできるのかもしれないなというふうな議論がありました。そういうふうな形でワクワク感を増やしていくんですけども、もう一つの、それとは違う要素としては、今、中川村、それから伊那谷の若い人たちがどうしても都会のほうに行ってしまうというのがある中で、都会に一旦出た人も、あるいは村にいる若い人たちも、そこで何か自分で商売を始めたり、あるいは、そこで始めた人のところに仕事を使ってもらおうとか、そういうふうな雇用の場に、雇用、創業とか雇用の場にそこがなければいいのかなというふうなことで、新しく何かをしたいという人が、その場所で自分なりの何か魅力を発信することによって、その場所の魅力がまたいろいろと広がって

いくというような、そういうような形にできればいいのかなというふうなことを思いました。

ただ、コンセプトのお問い合わせだったんですけど、本当にまだまだ不確定要素がたくさんありまして、例えば、そのメインターゲットというのを、そのスローライフっていうのは、ちょっと割と都会の、こう、センスみたいなものを持った人がターゲットだと思うんですけども、そこまで今の現状からぼんち行くのか、あるいは、こう、伊那谷、上伊那、下伊那の人たち、もうちょっと周辺から、もう少し伊那市から飯田市ぐらいまでの人、若い人たちなんかが集まるような場所にするのかという、商圈の大きさも都会まで広げるのか、もう少し手の届く範囲にするのかというふうなこともありますし、その若い人が中心なのか、女性なのか、あるいは家族連れで子ども連れで来てもらえるようなところなのかっていうことで、やっぱり、ちょっと、その見方っていうか、趣が変わってくると思いますので、そんなふうなところを考えないといけないのって、いろんな店があるにしても、みんなてんでんばらばらでは困るので、その場所としての統一感みたいなものが必要かなというふうなことを思っています。

もう一つ思っているのは、だんだんと、その創業するお店が増えてくるという意味ではですね、その若い人たちが俺がやりたいっていうのがあって、それが5店舗なり10店舗なりになって、そこから、また新しい人が、じゃあ俺も加えてくれというふうな形でだんだんとお店が広がってくるような、その自然に、こう、市場がだんだんと広がっていくような感じのやり方になっていけばですね、初期投資を余りどんとして、そこをどう埋めようかっていうんじゃないで、最初は小さい規模で10店ぐらいからでも何とか集めてやり始めて、それがだんだん、ほいじゃあ俺もっていう形で広がっていくような形がリスクが少なくいいのかなというふうなことを思っているんですけども、ただ、そういうふうな形でやると、ちょっとまだ研究をもっとしなくちゃいけないんですけども、公的、県とか国のお金をうまく引っ張ってくるっていうのが、やっぱり箱物を、こういうのをどんとつくってというような、これに幾らかかってみたいな話にどうしてもなるケースが多いと思うので、そういう、こう、新しいやり方でも、何かこう有利な形でどこかからお金を引っ張ってくる、あるいは出資を募るような形ができるのかどうかというふうなことなんかも考えていかなければいけない、そういうやり方だと、上手にもうけながら、それを投資して広げていくっていうふうなことも必要なので、そのつくった後のですね、運営というか、経営といいますか、その辺が今まで以上に大事なところになってくるのかな、じゃあ、それを誰がするのか、そういうふうなことだったら、そのコンセプトもそろえた形でやる、あなたはコンセプトに違うからちょっとお控えくださいみたいなことを行政ではちょっと言いにくいので、行政がどこまで手を出すのかというふうなこととかもですね、あるのかなと、それでも、あそこに行くには、ちょっと奥まっていますから、道をどうするかとか、駐車場をどうするかとか、整地をどうするかとか、じゃあトイレまでは、トイレは誰がつくるのかとか、あるいは、こうイベント広場みたいなものの整備は誰がする

のかとか、どこまでが行政で、どこまでが民間でやるかみたいなどころなんかも、ちよつとこう、結構、お金のこともかかわってくるし、その後の運営のこともかかわってくるし、難しいところかなというふうなことで思っています。

今あそこを活用しておられる会社もあって、そこも、あの場所はなくしてはならないし、かわりの場所に同じ機能が必要だというふうなお話も聞いておりますし、いろんな要素が、お金のこと、それから経営体制のこととか、誰がやるのかとかですね、行政がどこまでかかわるのかとか、いろんな、それから先ほど申し上げたコンセプト、それから商圈の範囲、ターゲットの絞り込み、そういうのが全部こう絡み合ってきて影響し合うので、ちよつとまだ非常に不確定要素が多いというようなことかと思いません。おっしゃったとおり、その斉藤さんのおっしゃったスローライフというのはかなりおしゃれな方向に多分イメージされていると思うんですけども、中川村の中で、あそこの場所で、それをやったときに、こう、おしゃれな方が来てくれるけど、その量的に何人ぐらいのますを、たくさんの人を呼ぶためには、そこまで、ちよつとおしゃれ度を上げることがいいのかとか、もうちよつと身近なところがいいのかとか、その辺のところのさじ加減も必要かなと思って、まだまだ、ちよつと、そういう意味で不確定要素が多いというふうな状況で、しっかりと考えていかななくてはいけないという状況でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 総体的な話があったわけでありましてけれども、特に基本コンセプトの中で、先ほどゆっくりした暮らしを提案するスローライフということが提案されているわけでありましてけれども、今の村長の答弁でいくと、それは都会的なセンスが強過ぎて、逆に言えば、もっと地域、あるいはターゲットを中川村として考える中で、特に、今、一緒に検討している人たちが、そのターゲットを含めて方向づけをしていくと、まだ、そういう考え方でいいんですね？わかりました。

そういう中で、個別に、ちよつといろいろ聞きたいと思っておりますけれども、イベント広場の新設についての提案もされております。計画内容は、あのチャオの南隣にイベント広場を新設し、憩いと交流の場として位置づけを行いたいということで、朝市などの開催計画がされておりますけれども、これに対する村長のお考えについてお聞きをしたいと思っております。

○村 長 はい。そういうご提案を斉藤さんからはいただいております。

イベント広場についてはですね、あの場所が国道からちよつと奥まっている場所であるので、普通に通っていく方からは気がつかないまま通り過ぎる人もかなり多いと思っておりますので、やっぱり、何かこう、1回寄ってもらうためには、そういうイベント的なものが大変大事なかと、特に開業してしばらくの間は必要かなというふうに思っていますし、重要だと思っておりますし、その後もですね、あそこに行くと何かやっているねみたい、そういうような、そのわくわく感というか、にぎやかしいと思いますか、そういうものが必要だと思っております。朝市というふうなこともできるでしょうし、それから、この伊那谷には、非常にユニークなですね、音楽家の人とかパフォーマンズ、人形と一緒に踊ったりとかですね、いろんなことをできる方々がたくさんお

られるので、そういう方々にも活躍をしていただきたいなというふうに思っています。お店を出す形で創業を、起業をする形で若い人がそこで活躍するっていうのだけじゃなくて、そういう、こう、いろんな、お店じゃないけれども、物販じゃないけれども、飲食でもないけれども、こう、みんなを喜ばせるようなことを取り組んでいる人たちが、その場で、その場所で活躍できるような形だったらいいなというふうに思っています。私は、個人的に、余り、その食べたりするところと買い物したりするところとイベント広場っていうのを余り分けずに、食事をしながらイベントが見られたりとか、パフォーマンスを楽しめたりとか、ストリートミュージシャンといえますか、商店街とかで若い人がやっているような、そういうような感じに近い、もうちょっと小規模な、イベントというよりも、パフォーマンスみたいなものが身近なところで、お店の近くでやっているような形っていうのもいいのかなあというふうに思っています。大きなイベントをやるんだったら、河川公園というところが非常に大きなイベントも対応できる、電源設備とかも、ステージとかも、一応は段を盛り上げたりしてつくっているんで、そちらでも何か大きいのをやるし、新しいところでは身近な形で、何かイベントというよりもパフォーマンスみたいなものが行われているような感じ、個人的なイメージですけど、そんなことも思っています。

○3 番 (松澤 文昭) 私も、やはり、あそこには、こう、わくわく感のするような空間が必要だと思っておりますので、イベント広場っていう考え方は賛成なんですけど、やはり大規模なものにしますと運営的にも大変になってまいりますし、そういう意味では、いろんな商業施設とマッチするようなものがないかなというふうに思っているわけがあります。

そういう中で、小面積で数の多い商業スペースだとか飲食店などの建造物の新築も計画されているわけでありまして、その内容につきましては、先ほど申しましたイベント広場の隣に天竜川などの景色が一望できるレストランやカフェ、ギャラリー、小面積で数の多い商業スペース、飲食店などの建造物を新築し、ショッピングスペースでは、テナントの一例として、地元の産品を生かした食材店、家庭で楽しめるレストラン、家族で楽しめるレストランだとか、若い女性をターゲットにする香りのお店、インテリア雑貨などの集積が構想されております。また、伊那谷に多く居住するクラブ作家の作品展や作品販売ブースなどの計画がされております。

先ほどのイベント広場と若干かぶるわけでありましてけれども、これらの計画に対する村長の考えを聞きたいと思えます。

○村 長 先ほどもちょっと触れたみたいな形で、小さなお店がだんだんと増えていくような、俺、こういうことやりたいんだみたいなのがだんだん増えていって、だんだん、こう、横町といえますかですね、路地といえますか、そういうものが伸びていくっていうふうな、そんなほうがおもしろいかなと、最初からどんとつくっちゃうよりもというふうな気はしている、ちょっと個人的な部分も非常に多いんですけども、そういうふうな形で、この通りをもうちょっと向こうまで行くと何屋さんがあるのかなあみたいな、何かいいにおいがするけど何だろうみたいな、そういう、こう、発見するとか、

探検するというか、わくわくするような、そういう東南アジアによくあるような屋台村、みんなでこっちのものを買って、真ん中にみんな持ち寄って食べたりというふうなことができたりとか、あるいは中近東のバザールみたいな、通りの奥に行くと何か、何かあるかわからないみたいな、そんなふうなわくわく感っていうのがいいのかなと思うし、そういうところで、こう、食べたり飲んだりした人が安く泊まれるようなゲストハウスみたいなものもやろう、それは、行政でやるというよりも、何かそういうものを俺やりたいんだみたいな人がやってくれたらいいのかなというふうに思っています。いろんなお店があればいいなと思うんだけど、基本は、だから、そこをやりたいと思う人があらわれるかどうかで、香りの店があればいいと思っても、なかなか行政で開業するわけにもいかないし、そういうことをやりたいっていう人があらわれるのを期待するというふうなことかなというふうに思います。そういうお店をですね、ユニット化して、どれぐらい、6畳か8畳かわかりませんが、どれぐらいの大きさのものを、キット的な形でひとり親方の人につくってもらって、飲食だったら保健所の許可なんかも下りやすいような配慮したものでやっていくと、その発注もですね、ひとり親方の皆さん方のところに行って、経済が村の中で回るというふうなことにも貢献できるのかもしれないなというふうなことも思っていて、何か、そういうふうな形を実現するにはどうしたらいいのかなっていうのが、ちょっと、非常におもしろいなと思いつつ、その間を埋めるのが、ちょっとまだまだ研究をしなくてはいけないなと思っているところです。

○3 番 (松澤 文昭) 非常にユニークでいいなと思っているわけでありましてけれども、今話がありましたように、果たして、やれるね、人材がいるかということも含めて、ぜひ実現の方向に向かっていけばいいなというふうに思っているわけでありまして。

その中で、提案の中で日本で最も美しい村連合加盟地域との連携っていうようなことも提案をされているわけでありまして。その内容につきましては、連合加盟地域との人的交流も視野に入れる取り組みが大事だということで、海外の最も美しい村から直輸入した製品の販売等を行って中川でしか買えない産物の販売等が計画できないかなというような点が提案がされているわけでありましてけれども、これらの計画に対する村長のお考えについてお聞きをしたいと思います。

○村 長 日本で最も美しい村連合の加盟町村は、それぞれ本当に歴史も文化もあって、自然にも恵まれていて、この間あった、総会のあった八女市の星野村は、もう日本でもすごく優秀な、コンテストでいつも賞を取るお茶を生産しているとか、チーズをつくっていたりとか、いろいろあるので、そういうのがやりとりできたらいいなっていうのは最初から思っているんですけど、なかなか実現できていないのが実情です。大手の百貨店とかがですね、その美しい村フェアみたいなことをやって、連合加盟町村から農産物とかいろんなものを集めて販売しているというようなことはありますけれども、その販売の場所になっているのは、横浜だとか、そういうデパートの場所になっているので、中川村での、その購買チャンスを増やすというふうなことにはなっていないところがございます。連合で、それが主体でできたらいいのかもしれないし、役

場でできるのかもしれないですけど、一応、理想的にはですね、連合とか役場の支援も受けながら、そういう形の品ぞろえもして、それでしっかりもうけたいというような方があらわれてくれたら一番ありがたいのかなというふうには思うところがございます。ただ、前から、いろんな、おいしい魚とかですね、干物とか、いろいろあったりして、お酒もいっぱいありますし、それがやりとりできたらおもしろいなどは思っているところですけども、ちょっとまだ、なかなかそこまで行けていないというのが実情です。

○3 番 (松澤 文昭) 私、日本で最も美しい村連合が目指すものは、今、環境の保全だとか、そういうことが、この美しい村を残すんだっていうことがメインになっているわけでありまして、やはり、連合の趣旨にもありますように、みずからの地域の誇りや活力を育てて自立への道を目指すということが非常に重要なあとというふうに思っているわけでありまして。

そういう中で、今の活動だけだと、やはり、その部分の活動が、こう、村民にも見えてこなくて、こう、メリットとして余りないのかなあとというような気がしているわけでありまして。したがって、連合に加盟した地域が、日本で最も美しい村っていうようなネームバリューと、それから横の連携を図る中で、加盟地域がそれぞれに地域の活性化を図っていくと、こういう取り組みをするということが非常に重要なあとと考えているわけでありまして。そういう意味で、提案にあります連合加盟地域との人的交流も視野に入れた取り組み、あるいは海外の最も美しい村から直輸入した産物の販売等、中川でしか買えないものの販売だとか、そういうことを行うっていうことは、中川村の活性化だとか連合の活性化等につながってくるというふうに考えているわけでありましてけれども、そういう意味で、この計画の実現を、こう、推進したほうが連合のためにもいいし、中川村のためにもいいんじゃないかと思うわけでありましてけれども、そこら辺の考え方は、村長はどうでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおりだと思います。

でも、連合の実情をちょっと申し上げますと、大変、その事務局体制について、いろんなお話が来たりする、いろんな事業もしていかななくてはいけないという中で、ちょっと、こう、非常に、こう、仕事が多過ぎてあふれているというふうな状態です。加盟町村から、その職員派遣みたいな話もあるんですけど、なかなか、みんなかつかつの人数でやっている中でですね、何とかお金も少し、いろんな事業をやりながら持って、プロパーの職員を雇えるような形に持っていきたいなというふうなことも言っているんですけども、今のところ、まだその辺が途上の段階でございます、事務局体制が、まだ今のところから強化することを連合としては、その途上ということでございまして、そのおっしゃったような本来もっと進めるべき事業、いろんなことがあると思うんですけども、そこまで、まだまだ、なかなかやれていないのかなというところがあって、我々もバックアップをしなくちゃいけないし、それぞれの加盟町村も、おっしゃったとおり、単にきれいにするんじゃないで、ここで、そのなりわいをつくって、その連合としてのブランド価値を高めて、美しい村に加盟している村の民宿なん

だぞとか農作物なんだぞというふうな形でお客さんを広げて、商売を広げて、一番よければ後継者が引き継いでいただけるというふうな、そういうふうな形の持続可能性まで持っていかなくてはいけないという志ではあるんですけども、まだまだ、ちょっといろいろ模索をしている段階ということでございまして、また議会の皆さん方からもご支援いただきながら、中川村としてもやれることをやり、連合にも頑張ってもらっていきなというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 村長も、今度、連合の副会長になったということでもありますので、ぜひとも、そんな点で、こう、加盟地域が活性化するような取り組みをぜひともお願いをしたいというふうに思っているわけでもあります。

次に、新たな新生チャオを考えるに当たりまして、やはり将来を見据えた方針も必要になってくるというふうに考えるわけでもあります。国道153号線の伊南バイパスが開通するわけでもありますし、そういうことによって人と物の流れが大きく変わってくるということでもありますし、あるいはリニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの高速交通網によりまして、これから伊那谷を訪れる県外の交流者も増加することが考えられます。やはり将来にわたってのことを考えたときには、近隣市町村のみの誘客だけではなくて、これら県外の交流者を呼び込むような構想も必要だと思うわけでもあります。チャオ周辺には、道の駅だとか、そういうものに該当するような施設が既に完成をしているわけでもありますし、田切の道の駅等もできる中で、なかなか道の駅というものは難しいと思うわけでもありますけれども、この県外からの交流者の休憩拠点だとか、あるいは立ち寄りやすい場所として、こう、村の駅というような構想、前、一時、振興課長にも質問しましたけれども、こういうものが将来的にわたって私は必要だというふうに考えているわけでもありますけれども、そこら辺の構想まで含めて検討されるかどうか、検討されているかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 ちょっとまだ不勉強で、村の駅というのが、具体的に何か条件とかがあったりとか、その辺のところはちょっとわからないんですけども、チャオが新しいものが、その一体化したものができて、ちょっと変わったよというふうなことがですね、近隣の人にも、それから、おっしゃるとおり遠くの方にもですね、わかりやすい——わかりやすいというか、行ってみたいくなるようなコンセプトというか、名前というか、言葉というものは必要かなというふうに思っています。前、考えたのは、美しい村の広場とかですね、何とかわくわくバザールとかですね、何か、いろいろ、そういうのはあるかもしれませんが、ちょっと私も余りコピーの才能がないので、そういうことは必要だと思いますし、それから、施設をつくっていくときにも、例えば駐車場をどうするかとか、看板類をどうするかとか、いろんなこと、品ぞろえなんかもかかわってくるのかもしれませんが、そういうふうなことも、当然、リニア開通後、あるいは三遠南信開通後に太平洋岸の方々が来てくれても寄ってもらえるようなことも意識しながら、いろんな整備はしていかななくてはいけないのかなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私も含めて、みんなそうだと思うんですけども、やはり県外の知らない土地へ行きますと、やはり地理に詳しくないということになれば、そういう看

板等があって、そこに行けばトイレ休憩ができる、あるいは買い物もできるということになれば、必然と立ち寄る、県外の方たちも立ち寄ってまいりますし、それから、自然にその地域の情報も入ってくるということになるわけでありまして、立ち寄り場所に立ち寄ることのコンセプトができれば、やはり中川村のファンづくりだとかリピーターづくりにもつながってくるというふうに、私、考えておりますので、ぜひとも、そういう意味で、県外の方たちが知らない土地へ来て入りやすいというような意味の中でも、村の駅構想等につきましても検討を一緒に含めてやってもらいたいなあというふうに思っているわけでありまして。

時間があんまりありませんので続けていきたいと思っておりますけれども、チャオ周辺の活性化を図るためには、魅力があり話題性があり集客力がある中川村の特産品の開発が重要だというふうに考えております。

現在、中川村加工施設を運営している企業組合つくっチャオ中川との指定管理につきまして、平成 28 年 9 月末までに指定管理者に指定し、10 月以降の指定管理者について公募する中、先ほど提出された議案 3 号、中川村農産物加工施設の指定管理者の選定についての議案が可決されたことによりまして NPO 法人ふるさとづくり・やらまいかに決定をしました。

そこで、中川村農産物加工施設の今後の方針についてお聞きをしたいと思うわけがあります。

まず、現在、中川村農産物加工施設を運営をしております企業組合つくっチャオ中川の現状について、特に経営状況、利用状況、組織体制などについて、村はどのように捉えているかお聞きをします。

○振興課長

それでは、今のご質問につきましては振興課長のほうからお答えをさせていただきます。

企業組合つくっチャオ中川の現状についてどう捉えているかというご質問でございますが、企業組合つくっチャオへの指定管理につきましては平成 25 年度から 27 年度の 3 年間、もう半年ということでございますが、指定管理者に指定して管理の運営を委託してきたところでございます。

経営面では、ジュース、ジャムの製造や新たに柿むきなどの受託加工を中心に、企業努力によってこの 3 年間で売り上げは伸ばしてきており、管理委託料を除きましても一定の利益は生み出しているという現状でございます。

しかし、施設全体として有効に活用されていない部門があったり、また、受託加工が主となって本来の目的の一つである地元の農産物を活用した特産品開発などの面で期待された成果が上がっていないのではないかとというお声もいただいております。

また、組織的にも当初の組合発足時より組合の組織を見直す中で会員が減少しているという状況もございまして、繁忙期の労務確保などにも苦慮しているというようなことも聞いております。

こうした現状を踏まえて、施設の目的に沿って施設を有効に活用して特産品開発に

積極的に取り組んでいただきたいということで、今回、新たな指定管理者を募集をしたところでございます。

- 3 番 (松澤 文昭) 私もちよっと調べさせてもらいましたけれども、やはり経営的には、受託加工の部分、今言ったジュース加工だとか、それから柿の皮むき等によって経営的にはかなり安定しているのかなというふうに考えているわけでありましてけれども、やはり、先ほどの答弁にもありましたように、村民が期待しておりますのは地元農産物を活用した特産品の開発をすることだというふうに私は思っております。そういう中で、やはり、今度、新たな指定管理者が、今度、経営に取り組むわけでありましてけれども、やはり、その一番当初が一番重要だなあというふうに思っているわけでありまして。やはり、指定管理者との契約の前に、目的だとか、それから役割、企業理念等のすり合わせが必要だと考えているわけでありまして、その部分では、公募の選定の中でかなり行ったと思うわけでありましてけれども、やはり、もう、きちっとこの方向づけをしたほうがいいかなあというふうに思っているわけでありまして。

そういう中で、中川村農産物加工施設の管理運営に関する規定書の内容を見てまいりますと、役割の第1項では、企業組合つくっちゃオ中川は、その能力を最大限に発揮し、施設の有効的な管理運営及び利用者に対するサービスの向上を図り、もって住民福祉の増進に寄与するものとするというような第1項になっております。この部分は、先ほど申しましたように、受託加工を中心に経営の安定につながっていると考えているわけでありましてけれども、第2項で企業組合つくっちゃオ中川は農産物等の処理加工等を行い地域の活性化及び地場産業振興を図るものというような規定になっているわけでありまして。やはり、先ほど申しましたように、村民が農産物加工施設に期待しているのは地元の農産物を利用した特産品開発をすることが重要だというふうに考えているわけでありまして。そのために、特に目的の第2項の中で、やはり目的の明確化を私はしたほうがいいんじゃないかなあというふうに思っているわけでありまして。村が考えている方針と今度の指定管理者との方針が、あるいは理念が合致するようなことが必要かなあということの中で、この第2項の中に地元農産物を活用した特産品の開発について明記をしておいたほうが、私は、指定管理を受ける人たちの方向も明確になってまいりますので、そういう点では村との理念とも一致するわけでありまして、こういうことが重要じゃないかなあと思うわけでありましてけれども、その点について村の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

- 振興課長 指定管理の協定書につきましては、施設の管理運営に係る基本的事項につきまして村と指定管理者の双方で確認をして取り交わすものでございます。先ほど議決をいただきましたので、今後、両方で協議をして新たに協定書を取り交わしてまいりたいと考えております。

今回、募集に当たりまして、やはり募集の要項の中にこの加工施設の目的、管理運営の方針を定めるようにしてございまして、その中でも、この施設を活用して農産物の加工品の製造、それから特産品の開発、そういったことで農家の所得向上ですとか地域産業の活性化を目指すというようなことの明記をさせていただきます。協定書の内容に

つきましては、こんな今回の募集要項に定めてございます施設の目的、管理運営の方針、条件、それから責任分担等、基本的な事項も含めまして、双方で改めて協議してまいりたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) そうすると、先ほど申しました企業組合つくっちゃオとの協定とはまた違った形で協定をし直すと、そういうことでいいですね？

○振興課長 そのとおり、改めて協定を取り交わします。

○3 番 (松澤 文昭) はい。わかりました。

そういう中で、やはり魅力があり話題性があり集客力のある中川村の特産品の開発につきましては、やはり一番重要なのは管理運営にかかわる私はリーダーかなあというふうに思っているわけでありまして。管理運営にかかわるリーダーが開発にかかわる知識があったり、あるいは特産品の開発にかかわる意欲を持っておったり、やる気を持っていることが重要だと思うわけでありましてけれども、そこら辺、公募をする中で、村としてはどういうふうに考えているわけでしょうか。

○振興課長 今お話がありましたように、特産品開発に限らず、加工施設をいかに有効に活用して経営していけるかという点では、やはり、その中心となる人が重要になると考えます。今回のふるさとづくり・やらまいかの提案の中では、組織体制として専任の管理運営責任者を配置をして、責任者を中心に組織内で企画チームを構成をして施設運営や事業企画などを行っていくというふうにいただいております。

また、農業者や商工業者、村内外のさまざまな組織、団体とネットワークをつくって連携を図ること、それから都市部の企業や消費者とのつながりや交流を持ちながら商品開発や販路開拓に取り組んでいく方針が示されております。

その具体的な、その責任者について現時点で具体的に誰がということは聞いておりませんが、方針に示されたような組織体制をつくっていただいて、そういった体制を早期に構築をしていただいて、今後の積極的な取り組みに期待をしているところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今の話でいきますと、いろんなタイプの人間が組織の管理運営にかかわってくるってというような解釈でいいのでしょうか。

○振興課長 管理運営の責任者は、まず1人、専任で置くと、その人を中心に、いろいろな組織の中の役員さんですとか、それから組織外の皆さん、組織内で、まず企画チームをつくっていろいろ提案をしたり、その事業計画を持っていくと、さらには周りの人たちを巻き込んで連携を図っていくというようなご提案でございます。

○3 番 (松澤 文昭) はい。わかりました。

そういう中で、特産品開発を考えたときに、特産品開発につきましては、単なる特産品の商品開発だけでは意味がなくて、やはり売れる特産品を開発しなければならないわけでありまして。そのために、消費者ニーズだとか、あるいは商品開発にかかわるマーケティング対応が必要だというふうに私は考えているわけでありましてけれども、これらに精通した人材も必要なあというふうに思うわけでありましてけれども、これらの人材等も、先ほどの話の中にあっといういろんな多様な人材の中におられるというよ

うな解釈をしてもいいのでしょうか。

○振興課長

応募の時点では、まだ具体的に、そういった人物像、具体的ではございませんが、構想としては持っているのかなあというふうには思っております。

また、その公募の際の、先ほども申し上げましたけれど、組織内だけではなくて、村内にもいろいろな、自分たちで何かをやろうとか、新しいものをつくろうとか、そういう思いを持ったりアイデアを持った人たちもいるので、ぜひ、そういったことも巻き込んでやりたいというようなお話もいただいておりますし、先ほども、繰り返しになりますが、都市部の企業ですとか消費者、そういった方々のニーズに沿ったものを一緒に開発していくというようなことも考えたいというお話もいただいております。

○3 番

(松澤 文昭) このこと、私は非常に重要なあというふうに思っているわけでありまして。それで、この特産品の加工施設にかかわる人だけではなくて、やはり、いろんな人たち、多種多様な組織が知恵を絞って、いろんな知恵の導入も図る中で、私は魅力ある特産品が生まれるんじゃないかなあというふうに考えているわけでありまして。

そこで、この指定管理者、今度の指定管理者もいろんなネットワークはあるようでもありますけれども、私、現在、検討をされております交流センターとの連携も必要ではないかなあというふうに思うわけでありまして。そういう中で、交流センターのいろんな知恵だとか、そういうものの導入を図ったり、横の連携、いろんな組織の横の連携を図ったり、それから、組織体系としても交流センターと連携を図るような組織体系、あるいは交流センターの加工部門としての位置づけというようなことも考えてもいいのかなあというにも思っているわけでありましてけれども、そこらも含めて村の考え方をお聞きをしたいというふうに思うわけでありまして。

○振興課長

今お話のありました、仮称でございますが、交流センターにつきましては、昨年度、いろいろ検討してくる中で、とりあえず先行して体験型観光事業に取り組みをというところで、今、営農センターを中心に、そういったことに取り組んでいるところでございますが、今後、じゃあ、それを含めた、その主体となる組織をどうつくっていくかということについては、これから、今年度から検討をしまっている予定でございます。どのような組織にしてどのような事業に取り組んでいくかというようなこと、基本的な方向性がまだ出てございません。ただ、そういった組織をつくるとすれば、当然、農産物の加工、特産品の開発ですとか販売という点では、加工施設との連携というのは重要だと思っております。ただ、組織の中に組み込むということにつきましては、新たにふるさとづくり・やらまいかに30年度までの指定管理を指定をしたところでございますし、そのやらまいかの今後の運営方針等々も踏まえて決めるべきことかと思っておりますし、ちょっと早々には考えにくいかなあというふうに思っております。

いずれにしても、農産物の加工品の販売、特産品開発、農業観光交流の面でも加工施設と連携を図っていくということは重要かと思っておりますので、新たな指定管理者となるやらまいかの皆さんと一緒に交流センターの立ち上げについても——立ち上げといえますか、一緒に意見をいただいておりますし、考えていけたらというふうに考えております。

- 3 番 (松澤 文昭) 交流センターの一部分としてっていう部分は別としましても、やはり私は、村民が一番期待している中川村の特産品開発っていう、売れるものの開発、魅力ある商品の開発ということになれば、どうしてもいろんな知恵の導入がどうしても必要なあとというふうに思っております。それで、今度指定管理を受ける人たちの人材だけではなくて、いろんな組織の人材がそれにかかわることによって、いろんなアイデアだとか、それから魅力ある商品が生まれるというふうに思っておりますので、私は、こう、指定管理者に携わるものだけが考えるんじゃなくて、いろんな知恵を導入するっていうことが大事だというふうに思っておりますので、もう一度、交流センターの中、あるいは、今度受ける指定管理者も含めて、その中で話し合いをしてもらって、一番の目的である中川村の特産品開発という点に向けて進んでいくことが大事かなと思いますので、ちょっと、もう一度、その点についてお聞きをしたいというふうに思います。
- 振興課長 指定管理者となるふるさとづくり・やらまいかの方針としても、村内外のいろいろな、そういった組織、団体と連携をして商品開発も進めていきたいという方針でございますし、村も、あるいは営農センターも同じ方針だと思っておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。
- 3 番 (松澤 文昭) 私は、やはりチャオの活性化を図るためには、中川村の中心的な施設として必要な商品がすべてそろふこと、それから集客力、話題性のある魅力のある店舗の誘致が必要かなあというふうに考えているわけでありまして。憩いと交流の場としての活用だとか、あるいは出かけていきたくないような魅力ある空間にすることが非常に重要なあというふうに考えているわけでありまして。
- それから、先ほどもちょっと村長にも質問しましたけれども、日本で最も美しい村連合に加盟する利点を活用すべきかなあというふうに思っているわけでありまして。
- それから、中川村の特産品開発におきましても魅力があり話題性があり集客力がある商品開発ができればチャオの活性化にもつながるというふうに考えているわけでありまして。
- そういう中で、近隣市町村からの誘客だけではなくて、ちょっと提案をしましたけれども、村の駅等の構想も踏まえる中で、将来を見越して県外の交流者が立ち寄ってみたいよというような中川村の特色を生かした施設にすることが重要なあというふうに考えているわけでありまして。これらが実現できれば、チャオの活性化が図られ、ひいては中川村全体の活性化にもつながるというふうに考えているわけでありまして。村の活性化のためにも新生チャオの商業施設としての魅力ある場所になることを期待して一般質問を終わりとしますが、何か村長のほうで全体的に何かありましたら、お願いをしたいと思います。
- 村 長 繰り返しになりますけど、本当にいろいろ考えたり研究したりしなくてはいけないことが多々あって、また、村民の皆さん方からのご協力、一旗上げようという、そういう意欲も必要でしょうし、いろんな経験の方からこういうふうにとったらどうかみたいな、そういうアドバイスなんかもいただきながら、みんなで実現できたらありが

たいのかなと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○3 番 (松澤 文昭) 以上で一般質問を終わります。

○議長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時42分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 山崎啓造議員。

○9 番 (山崎 啓造) それでは質問を行います。

6月22日公示、7月10日投開票の日程で行われる参議院選挙が目前に迫っている中、与野党は事実上の選挙戦に突入しました。与党の自民、公明は、経済は着実に回復していると言い、民心、共産、両党を中心とする野党側は、アベノミクスは完全に破綻し、格差が拡大したと訴えています。野党4党は全国の32の改選一人区で統一候補を擁立しました。野党4党が共通政策で一致しているのは安保関連法案に反対するというだけにも見えます。考え方の違いは防衛力や自衛隊の問題を見ただけでも歴然であります。民進党の考え方はこうです。安保法廃止は野党4党で一致しているが、防衛力はむしろ協会したほうがよい。我々は周辺事態を強化する法案を用意しているとまで言っております。ある党の党首は、野党が協力して自民、公明と補完勢力を少数に追い込む、これが野党の共通の目標だと言っています。さまざまな政策の違いを脇に置いての選挙協力は国民が納得できるものではないと思う大勢の皆さんがいるのではないのでしょうか。

また、大変テレビをにぎわしております東京都にあっては、指政治資金の公私混同疑惑、都政の重要課題がおろそかになるのではないかと、人ごとではありますが心配であります。

それでは質問に入ります。

村の豊かな自然環境を地域資源としてアピールし、交流人口増や定住、移住促進希望者の発掘をということでお尋ねをいたしたいと思います。

28年度当初予算案では、村長は、11年間を振り返り、現状を確認しながら方針を立てていくとのことでした。その中の一つとして、中川村は伊那谷の中央に位置する地政学的な強みを高めなければならない、そのことで交流人口を増加させるとともに、下伊那との接点を太くし、中川村の強みを高めていく、そして県外からも人が集まるような拠点づくりも考えていかななくてはならない、そして村民のいい欲を喚起して内発的な企業、創業を広がるようにすることがこれからのテーマの一つだと言っておられました。その一つとして、下伊那の市町村が出資して運営している南信州観光公社にも村は出資をし、当公社に加盟し、県外からの子どもたちを中心に農業体験学習・宿泊を受け入れる、このことで村内農家に農家民宿を開業しようとする意欲が広がることに期待をすと言っておられます。早速の試みとしまして農家ホームステイが5

月 31 日、6 月 1 日で実施をされたわけではありますが、行政としてのこれに対する手応えと今後の方向性について、まずはお尋ねをしたいと思います。

○振興課長

それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、5 月 31 日、6 月 1 日につきましては、大阪市のほうから中学校の修学旅行生 40 人を 11 軒の農家で受け入れていただきました。

今回の中学校は、南信州、長野県、南信州を訪れるというのは初めてであったようですが、とても素直なお子さんたちで、滞在中、大きなトラブルもなく、翌朝は元気に笑顔で集合して、別れの際には名残惜しいような様子も見受けられました。

また、入村式、離村式には校長先生にも出席をいただいて、離村式の際には、とてもよかったので、ぜひ受け入れ農家をもっと増やして受け入れてほしいというようなお言葉もいただきました。

短い滞在時間ではございましたが、都会の子どもたちに中川村での体験を楽しんでもらえたのではないかと感じております。

また、受け入れていただいた農家の皆さんの感想も非常によかったという声をいただいております。また、わずかではございますが農家の収入にもつながったということで、それなりの手応えはあったかなあというふうに感じております。

今回の受け入れに当たって、昨年からの体験教育企画の藤澤先生、南信州観光公社の立ち上げに立ち会った方にアドバイザーとして指導をいただきながら受け入れ側のいろいろ勉強もしてきたところでありますし、やはり実績がある南信州観光公社を通じて受け入れたということで、学校側との調整や事前の学習指導、当日の対応を含めて、割とスムーズにできたのかなあと感じております。

一方では、初めての受け入れの中で幾つかの課題も見えてまいりました。今月 25 日に今回の反省会を兼ねて今後に向けてのまた勉強会を改めて開催をしてみたいと思っておりますので、また、その中でも受け入れていただいた農家の皆さんの声を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今年度につきましては、南信州観光公社のほうから、さらに 7 月と 9 月に 3 校ほど受け入れの要請が来ておりますし、7 月の 6 日 7 日に第 2 弾の修学旅行生の受け入れに向けて、今、調整をしているところであります。

また、南信州観光公社以外にも上伊那地域のほかの市町村や旅行会社からも民泊の受け入れができないかというような問い合わせをいただいております。こうしたニーズは、当面はさらに増えていくのではないかとこのように思います。

今現在、14～15 軒、既存の民泊の農家も含めて受け入れ農家があるわけではありますが、ぜひ、こうした今回の取り組みの成果を PR しながら受け入れの農家を増やしていきたいと思っておりますし、やはり一市町村では限界というか、受け皿も限界がございますので、こうした広域的な連携を図っていくことも必要ではないかというふうに考えております。

○ 9 番

(山崎 啓造) 今回の課長が言われたとおりだと思います。私も実はそんなふう感じたところですが、今回は、先ほど言いました大阪のね、マンモス校ですか、900 名

だかいるという大きい学校で、そのうちの3年生39人ですかね、中川で受け入れたということで、以前、千葉県の小学5年生ですかの受け入れも、自分、4～5年ずっと続けて受け入れたこともあったのかな、そのときのことを考えてみますとですね、あのときは何か小学生にしてはちょっとすれているという言い方はいいかどうかわかりませんが、子どもらしからぬ部分があったりしてちょっと苦労した部分もあったわけですが、今度の中学生はですね、本当に純粋、今、課長が言いましたように純粋だあって感じました。ええ。返事もね、はい、ありがとうございます、すごいはきはきとしてすばらしいなあと感じて感じたところです。本当、親しみやすい子どもたちだなあというふう感じた次第です。ということで、やっぱり、その中学校の学校教育の方針というかですね、そのやり方っていうものが多分きちとしたのがあって、それに付随した親たちも同じようにその思いで子育てをしているのかなあというふうにつくづく感じたところであります。

先ほども、課長、言いましたが、もうちょっと増やしてほしいというようなことを言っていましたよね？校長先生が。飯田、下伊那には関東、関西、中京方面から年間に約100校が訪れているっていうんですね。3万人ほどはいるっていうんで、すごい市場だと思うんですが、今後も、この農業体験、修学旅行みたいなのは、まだまだ増えていくんじゃないかなあというふうには思います。

それで、先ほど、課長、言いました。校長先生ができることなら40家族ぐらいの受け入れ欲しいなあと、私も学校へ帰ったらそれに向かって努力しますっていうようなことを言っていましたんでね、中川村を非常によく気に入ってくれたのかなあというふうには、私はそんな感触を得ました。

それで、これを何とか、その40家族っていうのは先ほど言ったように難しいかもしれませんが、何とか、何とかもう少しこの村内で広げて受け入れ態勢が確立できれば、今後、またまた、ますますいい人口交流というか、子どもの受け入れができるんじゃないかと思しますので、その辺のところを、その力の入ったところでひとつお願い、聞きたいんですが、いかがでしょう。

○振興課長

今おっしゃられたとおりで、やはり受け皿を増やしていかないと、その今の農家さんが、それぞれが毎回受けられるということでもございませんし、その受け皿を増やすことで受ける機会も増えてくると思います。

今回、事前の講習会等でもお話をしましたように、今回受け入れた感想を、ぜひほかの周りの皆さんにも、ぜひ受け入れた農家の皆さんも伝えていただいて、そんなにハードルが高いものでも、ちゃんとした講習を受けて、ちゃんとそういった勉強もしないといけませんけれど、ハードルが高いことでもございませぬし、ぜひ一緒に仲間になりましょうということを、ぜひ広げていただきたいと思ひますし、村のほうでも、今回のを新聞やなんかマスコミでも取り上げていただいて、そういった意味ではPRになったかなあというふう思っておりますので、村のほうでも機会を捉えて、ぜひ増やしていくように呼びかけていきたいと思っております。

○9 番

(山崎 啓造) 確かにね、農家民宿っていう、自分のうちで登録を取ったときはで

すね、非常にハードルが高いついていうか、いろいろのところでクリアしなきゃならないものがいっぱいあるんだけど、この場合にはね、割に簡単にいけるんで、確かに我々もいろいろの皆さんにこうだよ、ああだよ、いいよ、やりましょうよって言うことも大事だし、行政のほうも、よろしくそれをお願いしたいなというふうに思います。

それじゃあ次へ行きます。

村のホームページではですね、「自然たっぷり 笑顔たっぷり やすらぎの村」「一人ひとりの元気が活きる美しい村なかがわ」「河岸段丘に息づく味覚の里」などのキャッチフレーズで発信をしております。村のホームページを見たときにですね、村の概要だとか村の四季、中川村で暮らすというような項目があるんですが、どうも通り一遍のような気がしちゃうんですね。自分だけそう思っているのか、行政側はこれでいいんだと思っているかは知りませんが、わかりませんが、どうも中川村のよさっていうか、すばらしさっていうものが外に向かって伝え切れていなんじゃないのかなという、自分は思うわけですが、このホームページというものを見直すということで、何とかここへ来てくれる人たちを増やすというか、来ていただけるようにするとか言うようなことは考えたことはないんでしょうか。考えるつもりはないんでしょうか。どうでしょう。

○村長 いただいた通告と少しニュアンスが違うので、いかが、ホームページをどうするかという話というふうにはちょっと受け取っていなかったもんですから、余り深く考えないままお答えをいたしますが、そうですね、ホームページというものも当然、集客——集客といいますか、魅力発信の非常に大事なツールかと思しますので、よくしていかなくてはいけないと、いいものにする必要はあるなというふうに思います。

○9番 (山崎 啓造) ええとね、このね、見直すことで、そこに含まれているんですけどね。書き方が悪くてだめでしたね。そういうことであります。はい。わかりました。そうしていかなきゃいけないという認識はあるということですので、ぜひ、ぜひしていただくと。

それですね、村では、雄大な景観に驚嘆する人を増やし、中川村を強く印象づける、これ、ホームページですよ。なので、地域の魅力ある観光資源として力を入れるって言っているわけですよ。皆様方は。すごいことを言っているんだから、ホームページではですね、そういったことを、村のイメージ、村のよさが全国的に伝わるような、もっと飛び抜けたと言っちゃおかしいのかなあ、わあ、すごいなあって思うようなものをつくっていただけるとありがたいということをお願いいたいたいであります。だから、そういうものを見ることによって、この村いい、この村へ住んでみたいなあ、こんなところへ行ってみたいなあ、また、こんなところへ行ってみて仕事したいなあって思えるようなものをつくるということは非常に大事だと思いますんで、いまいちそれができていないんじゃないかなあ、さっきとちょっと繰り返しになりますが、今の若い人たちといいますか、特に若い人たちは、見たときに、ああ、これいいねと思うと、すぐ、即、対応するっていうんですね。だから、そういうものをつくってほしいなあというふうに自分は思うわけですが、ちょっとその内容が伝わってなかった

かどうかわかりませんが、その辺はいかがですか。

○村 長 いただいた通告ではキャッチフレーズがテーマかなあと考えておりましたので、ホームページとは余り思っていなかったというのが実態でございます。

キャッチフレーズにせよホームページにせよ、どういうふうに伝えるかっていうのは大事なことかとは思いますが、大事なことなんですけども、あわせてですね——あわせてっていうか、それ以前の問題として、内実、来ていただいた方に本当によさをしっかりとわかっていただけのように提供する、それは、今お話になった農家民宿的なものを充実する、そこでいろんな体験をしていただいたりとか交流をしていただいたりとかおいしいものを食べていただいたりとかっていうふうなことがあるし、いろんなよさを味わってもらえる、そのための、来て、実際に来てどうなのっていうふうなところも、来たけど、「何か美しい村やとか言っているけど、うそやないか。」と言って帰られたんでは逆効果になりますし、行って、なかなか、「実際行ってみたら、ゆっくりできて、楽しい体験もできたし、よかったよ。」って言ってもらえるような、その中身をですね、行ってみて、景色見て、ぱっぱっと帰るんじゃなくて、何かそこで過ごしていただけるような、そういうことをしていかななくてはいけないのかなというふうなこともあわせて考えておまして、その辺、増やしていく一つの取り組みの一つがさっきのご質問の農家民宿だったわけなんですけども、そういうものも増やしながらか、ぜひ、そういう形で、こういう体験もしてきてくださいというふうな、単に通告のようなキャッチフレーズだけを磨くっていうふうなことではなくて、どういう体験をしてもらえるかみたいなのところを磨いていかななくてはいけないのかなというふうなことのほうが大きな問題かなというふうに感じております。

○9 番 (山崎 啓造) また言っちゃいけないけど、キャッチフレーズで出しているが、それは見る人に本当のよさというか、すごいなあと思うものは伝わっていないということをお願いしたんですけど、キャッチフレーズは素晴らしいですね、これ、うたっていることは、素晴らしいんで、それをもう少し、何ていうの、見る人が飛びつくようなものにして、確かに、それは、来て中身がだめじゃあ1回こっきりになりますからね、それも大事だと思いますが、そういうことも、もう少しわあってというようなものにしてほしいなという意味合いで申しました。はい。

それでは次へ行きます。

最近、働き方の新しい選択肢を模索している若者が増えていると聞きます。いいですね。はい。働き方を変えるきっかけを提供するサービスを考えてみてはどうでしょうかってことで質問するんですが、これは交流人口にもつながるんじゃないかなというふうに私は思うわけでありませう。

都会でですね、朝から夜遅くまで仕事して、そんな生活をしてきた若者が、ある、ある例を言いますとですよ、もっと柔軟な働き方があるんじゃないのかな、働き方を見詰め直したいということで二地域居住を実践しているということが新聞に載っておりました。その人は、いわゆる正社員から契約社員になって、都内で3日間勤務をし、残りは田舎で過ごす、そういう生活に切りかえたっていうんですね。過ごすといつて

ものんびりしているわけじゃなくて、ネットを利用して、その田舎で仕事もしているということでもあります。収入は減ったけれども、自然に囲まれた暮らしのリラックス効果っていうのがはかり知れないと言って大変に評価をしておりました。そういう若者が、今、増えているという、これは間違いないようでもあります。そういう人たちを中川村へ呼び寄せる、そんなサービスを提供してみるというようなことを考えてみてはいかがでしょうかということ質問をいたしますが、どうでしょうか。

○村 長

具体的にどういうことをしろというふうなご提案かっていうのは、ちょっとよくわからない部分もあるんですけども、新規就農ということであればですね、JAさんとか、あるいは県等々と協力しながら新規就農希望をする方を募り、また、それを支援することをやっております。

また、お店をやりたいというふうな方には空き店舗の活用、あるいは新しく事業を起こしたいという方については制度資金とかへの支援で創業、起業のバックアップもしているというところでございます。

先ほど午前中に3番議員からご質問のあったチャオ周辺の新しい展開ということについても、何かそういう創業をできる、みんなの力が寄り集まって、さらに、こう、新たな集客力として広がっていくような、そういう創業の場の提供というふうな形にもなればいいのかなというふうなことを考えている次第でございます。

○9 番

(山崎 啓造) 続きましてですね、全部関連しちゃっていて恐縮なんですけれども、先ほどの質問にも関連するわけですが、三遠南信自動車道、それからリニア新幹線などの整備を見据えて、インターネット利用で遠距離というか、遠隔勤務って言ったほうがいいのか、通うんじゃなくて、こっちに来て、遠く離れたところへ来て仕事をするのが可能な村を売りにするということはできんのかなあと、そういう環境整備をして、そういう皆さんをこっちのほうへ呼んでくるというか、来ていただく、企業全体で来るのは大変ですが、企業のある部門、部署が、じゃあ田舎へ行ってやろうじゃないか、ネット使って仕事、幾らでも今できる時代ですので、そういうことの環境整備っていうんですかね、そんなことをしてみちゃあどうかなあというふうに思ったんで質問したわけではありますが、交流人口を増やしたり、移住、定住になってくれると最高にいいわけなんですけれども、先般、村長は、湖西市でしたかね？と交流を今度したいんだというようなことを言っていました、それも実がいいことだなあと思って、自分は思っています。海のほうに住んでいる人と、山へ、どうしても山に憧れて来ますし、我々は山ん中にいるので海に憧れて海のほうへ行きたいって、そういう人口交流する中で、やはり、先ほど3番議員の話にもありましたが、物産の交流ということも非常に有意義なものじゃないかなというふうに気がいたします。要するに、そういう会社、企業、ある種の部門の人たちが田舎へ来て仕事をしたい、仕事ができる、そういう環境整備ということを考えてもいいんじゃないのかなと思いますが、いかがでしょう。

○村 長

三遠南信自動車道とリニア中央新幹線のお話がありましたけども、そちらのほうについては、開業は随分先のことかなというふうに思いますので、それを目当てにした

遠距離通勤可能だというのは、ちょっとまだ、今後どういうふうになっていくのかわからないところもあるので、今すぐに手をつけるというのは時期尚早かなというふうに思います。

それから、ネット環境を利用してというふうなことなんですけども、既に中川村の中でもですね、そのインターネットを利用して、個人事業主としてこちらで、お得意様は日本中、ひょっとしたら世界もあるのかもしれませんが、そういう仕事を受けながら個人事業主としてやり、仕事をやっておられる方も、そういう方も出始めておりますので、民間の通信事業者の光回線も1ギガのサービスのところがありますので、そういうインターネット環境を利用したビジネスにも十分対応できる速さというのが提供されているのではないのかなというふうに感じております。エコシティーも、ちょっとほかの3市町村から中川村が遅くなっていますけども、中川村でも高速回線を設置する計画を進めているところでございます。

それからまた、先ほど補正予算を認めていただきました災害対応を中心とした文化センター等へのWi-Fiの設置ですけども、それに合わせてチャオの情報コーナーのところにWi-Fiを置いて、主に観光客の方とか、いろんな方が、そこで情報、村の情報なんかを、今何がおいしいのかなとか、何か調べものをしたりするのもに対応できるような利便性の向上を考えているところでございます。

そういったことでですね、中川村でも、そういう、何ていうんですか、ネットを利用したりしながら、ここにいて広い範囲のお客様を相手にするという仕事は、現実にもう既に起こっているかなというふうに思っておりますし、その環境も整っているのかなというふうに思います。

○9 番 (山崎 啓造) そういう環境が整っていることはわかりましたんで、ぜひ、その村外、県外、都会の企業に、いや、こういうのをうちも十分できていますから、ぜひ出かけてきてくださいよというふうな発信をしてほしいなという意味合いでこの質問をしました。ぜひ、そんな方向で検討いただけるとありがたいのかなと思います。企業を探してですね、それをしてほしいということです。はい。

それでは次へ行きますが、中川村の魅力を、魅力というのはですね、自然との近さにある、私は思います。中心部に天竜川が流れていて、見上げればアルプスがある、そして、近くには田んぼ、畑、果樹園がある、自然の中にあることで、その人間と人間とのつながりというか、人間同士の結びつきというかですね、そういうものもしやすいなあというふうに、私は田舎へ住んでいて、そう思っています。そんな環境があるわけですから、今、都市から地方に移る人っていうのはいっぱい、移りたいなあと思っている人はいっぱいいます。その都会の人たちは、田舎に何か未開拓のものがあって、何か未知のものがあってという、そんな分野なにかに、何か憧れているとかのようでもあります。そこへ行くとか何か新発見があるんじゃないのかなあという希望、期待もあるようです。移住者は、要するに雇用場所を探しているんじゃなくて、地方で自分のやりたい仕事であるとか、それから田舎で生活をしたいであるとか、そんなようなことを考えているということのようでもあります。それを、いわゆる、要す

るに、行政や我々地域が支えてあげる体制づくりというものが、今、求められているのかなあというふうに個人的には考えるところであります。

それで、異業種の皆さん、人がですね、最後の質問ですが、同じ場所で仕事をするコワーキングスペース、ある部分を共有しながら独立した仕事をする共同ワークスタイルというんですかね、そんなのの提供で、それに希望、それを考えている会社に希望をかなえてやれば、もっと、その移住したいなあ、交流人口も増えるなあというふうに、私は自分なりに思うわけですが、それが、じゃあ、どこでどうするのっていう話になったときに、個々の、じゃあ、そのスペースが要るということじゃなくて、一つのスペースで、目隠し程度のそれぞれの位置づけというかでスペースがあれば、それで十分成り立っていくというようなことだと思いうので、今、そんなのが結構あちこちで行われているようですんで、ぜひ、中川村でもですね、そんなことを考えて、そういうことができますよというふうなものの準備というか、発信というか、それが実は望岳荘が一番いいんじゃないのかなというふうに、実は自分なりに思ったわけですが、そんなことを考えてみるというつもりはございませんでしょうか。

○村 長

中川村の魅力というか、中川村の美しい村としての美しさは何だろうというときによく思うんですけども、中川村には本当にいろんなユニークな人たちがいらっしゃって、そういう人たちがそれぞれ伸び伸びと自分のやりたいことに取り組んでおられるっていう、そういうのが村の魅力だと思うし、実際、そういう方々がですね、ときにつながったり、ときに自分、個人的に活動したりというふうな形で、いろんな、こう、緩やかに共同のことが行われているんじゃないのかなというふうに思って、そのことがすごくいいなど、すてきだなというふうに思います。そういう意味で言うと、そういう中にですね、また新たな才能とか考えを持った人が入ってきて、いい形でそういうのが混ざり合って新しい活力が生まれてくるっていうのは本当にいいことだっているというふうに思っております。そういうことで言うと、そういうお考えも非常にいいのかなあと思います。世田谷にもものづくり学校というのがありまして、小学校か中学校か、ちょっと忘れちゃったけど、廃校になったところが、いろんなデザイナーとか設計事務所とか、工芸作家の方とか、そういう方に貸しているんですよ。部屋を。1人で一教室全部使っていらっしゃる人もいらっしゃるし、半分ごとに分けている方もいるし、そこで、また手づくりの自然食レストランみたいなことをされている方もいらっしゃったりして、すごくうろうろ歩き回ってもおもしろい場所があって、おっしゃっているのに、そういうのに近いのかなというふうな気がします。

ただ、望岳荘とおっしゃったのはですね、やっぱりあそこは、ちょっと、どっちかっていうと宿泊だとか宴会だとか入浴だとか、そういう場所でもありますので、ワーキングスペースという意味では、ちょっと違う場所を、もし、やるとしてもですね、考えなくてはいけないのかなというふうに思います。

一つは、先ほども申し上げたチャオ周辺の、そういう、いろんな人があそこでいろんな創業をしていってという中からですね、おい、ちょっと今度の夏にはこんなことを一緒にせんかみたいな話が広がってきたりするとおもしろいと思うので、そういう

交流の場づくりみたいなことはあるのかもしれないし、おっしゃっているような交流の、もうちょっとお店というよりもオフィスに近いような、人が来るような場所じゃなくて、そこで働いている人同士が自分の仕事をしながら、おいおい、ちょっとっていうふうな話がしやすいような場所ってというのは確かにおもしろいかもしれないなというふうには思います。

ただ、どれだけのそういうニーズがあるのかというふうなことも、ちょっと今のところ、まだ具体的にそういう問い合わせなんかありませんし、先ほど申し上げたように、現実インターネットを使ったビジネスを始めている方もいらっしゃいますけども、そういう方も、そういうふうな形で一緒にやりたいのか、あるいは、もう少し自分の集中できる環境が欲しいと思っていられるのか、ちょっとその辺もわからないので、今すぐにどうこうということではないかと思えますけど、可能性の一つとしてはあるのかもしれないなと思いました。

○9 番 (山崎 啓造) チャオ周辺も結構いいと思うんですが、私が描くものはですね、やはり山が見えて、雪が見えて、それで鳥のさえずりが聞こえて、空気が、心地よい風が流れてくる、そういうところで仕事をできるような環境をしてやると、何かみんな来たくなるんじゃないかねえのかなあっていうふうに、自分なりの勝手な思いで申しました。

確かにいろいろの方が中川村に来ていて、だんだんそういうものが増えていますが、チャオ周辺だと、ちょっと、ちょっとやかましい、ちょっと街中じゃない、田舎ですが、ああいうところじゃなくて、もっと静かなところで、どこかのね、ホームページにね、こういうのがあったんですよ。ちょうど夏でした。見ていたら、検索していたら出てきましたがねえ、川が流れていてね、10mぐらいの幅かなあ？こういうところに木の枝がずっと出てきていて、水深がこのくらいでさらさらという感じに流れている、その真ん中に1つ石があって、そこに腰かけて、デスクトップじゃなくてラップトップの何かパソコンを開いて仕事をしている絵がちらっと見えたところがあったの。ああ、これってすごいなあと思ったの。だから、そんなような感じのもので、つい中川村というものを発信しながら、みんなに興味を持ってもらうっていうのかな、そういうことが非常に大事だと思います。

いろいろ申しましたが、つまらん提案だったかもしれませんが、お聞き届けをいただきまして、以上で質問を終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告しました1問、村の地震防災対策について村の考え方をただしたいと思います。

話は外れますが、最初に、4月にちょっと入れ歯を入れまして滑舌が悪いと思いますので、どうか、そこら辺はお含みおきをいただきます。

答弁に規制を加えるわけではないんですが、できるだけ簡潔にお願いをいたします。ちょっと質問事項がたくさんあるようでございますので、よろしくお願ひします。

先ほど村長の冒頭のあいさつでもありましたが、去る4月14日に発生しました28

年熊本地震は、49名の死者を出すことになりました。14日に余震に続く15日未明の本震で相当数の家屋が崩壊などの被害に遭いました。南阿蘇村で発生しました大規模土砂崩落と東海大農学部のアパート崩壊は被害を一層大きなものになりました。今回の地震について、その後の対応を見ておきますと、1つ、余震が続いていて行政の対応ができないでいる、2つに被害の全容がつかめず対策を立てるのに手間取っている、3つにボランティア等の支援の受け入れ態勢もできないでいる、4つにその後も続く震度4クラスの余震のために数多くの被災者が屋内でなく車中泊を余儀なくされている状況が続いておりました。

地震は、一般的にはいつ起こるかわからないんですけれども、行政としましては、緊急時の対応、応急対応、復旧計画等、それぞれの段階で迅速で的確な対応を迫られることとなります。中川村でも中川村地域防災計画があり、風水害編、震災対策編といったものがあります。その中の震災対策編の第3章 地域防災強化計画では、東海地震を想定しました計画が記載されておりますけれども、当村の機材、スタッフだけでは対応できない場合、村内の各種機関や企業、団体の応援を依頼しなければならない。また、被災状況によっては広域連携も考慮する必要もあると思います。

そこで、現在、村内で災害時の応援協定を幾つか取り交わされていると思いますが、その機関、団体等を締結時期、内容について示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○総務課長

村内の機関であります、全部で14件、締結をしております。

1つは中川村建設業界と災害時における応急措置に関する協定というものを平成10年10月1日付で締結をしております。

また、中川郵便局と災害時における郵便局と中川村の協力に関する協定ということで平成10年6月9日に締結をしております。

それから、災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定という締結を中川村猟友会と行っておりまして、これは平成19年11月30日であります。

また、村内の11店舗と平成24年3月8日、同じ日に締結をしておりますが、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定ということで締結をしております。

ということで、以上14件でございます。

参考までに申し上げますと、村外の機関では11件の締結がございます。

以上です。

○7 番

(小池 厚) 協定、応援協定ですけれども、通常の機関とか団体とですね、結んでおられるようでございます。

次の質問ですけれども、それぞれの立場の計画が掲載されているんですけれども、全体がどのように機能するかがわからない、対策本部の指揮系統がわかってあっても、情報共有するための系統図や機関や団体がどのように連絡を取り合うかが見えていないということで、実際のその協定を締結している機関、団体との間で模擬訓練等を実施したことはあるんでしょうか。確認をします。

○総務課長

おっしゃるとおり計画等はございますけれども、実際に模擬訓練をした事例はござ

いません。

- 7 番 (小池 厚) 要するにですね、その計画、防災計画ですかね、あったとしても、それが実際のときにですね、機能するかが問題になるわけでありまして、後でまた聞きますけれども、「絵に描いた餅」になっていては、実際ことがあったときにですね、動きがとれなくなると思うんです。だから、ことしもですね、現在、6月が土砂災害防止月間ということで取り組まれております。その中では、町村によっては防災訓練をやっているところがあります。避難訓練ですかね。ところが、我が村ではですね、9月の地震災害防災総合訓練ですか、何か名前ちょっと正確じゃないと思いますが、そういうのを1回やるだけなんですよね。それで、そのときに各集落、地区はですね、通り一遍っていいですか、そういう言い方はよくないんですけども、要するに避難訓練と消火訓練、初期消火訓練ですか、それをやっているだけなんですよ。だから、実際に、例えば、後でまた言いますけれども、避難施設が、ハザードマップが配られまして指定、場所が決まっておりますけれども、そこへ誰がどういうふうに避難をさせたかという、そういったような、実際に動き方をですね、やった経験がまだないと思うんですよね。そこら辺がですね、問題になってくると思うんです。住民の計画としては、支え合いマップに基づいて避難施設まで例えば避難をしました。じゃあ、この確認はですね、実際に行政のほうの誰がどこで確認するんだというふうに、ちょっと心配になるわけです。この安否確認が第一と考えるんですけども、じゃあ誰がするのか答弁をしていただきたいと思います。

- 総務課長 支え合いマップづくりや避難行動要支援者の確認というものは、災害時の避難が何らかの理由でできなくて取り残される方をなくすというのが目的でございます。そのために、毎年の防災訓練の際には地区の自主防災組織を中心に避難訓練を行っていただいております。その際には、地区内の避難者、自宅待機者、外出者の確認をして、地区から報告を受けているということでありまして、その報告者は自主防災組織である地区の役員の方ということになります。

- 7 番 (小池 厚) 確かに、各地区のですね、自主防災組織のほうからですね、そういった報告が来ると思います。それはですね、ここの建物の中においてそういうことを確認するという状況のままなんですよね。だから、実際のもっとひどい場合を想定したら、避難施設をまず開設する、じゃあ、そこへ誰が行くかとかいう、そういったところまでを考えての、じゃあ、訓練にしなければいけないと思うんですけども、ただ、各地区からですね、自主防災組織のほうからそういう報告を、避難されていない方がまだいるんだというのを確認するだけではちょっと不十分じゃないかなというふうに私は考えるわけです。

それでですね、その次に、ちょっと質問を変えますけれども、先日、5月4日の日にですね、信毎の1面に載りました。業務継続計画っていうのがございます。よく最近耳にしますが、BCPというふうに言われておりますけれども、この作成がですね、長野県は全国で44番目、わずか9.1%、全県ではですね、7市町村しかできていないと、全国平均が36.5%でございますから、相当立ちおけているということがわかっ

たわけでございます。これまでですね、平成の大合併で自治体の財政基盤が大きくなった県が多くなったわけですけれども、小規模の自治体が多く残った長野県ではやむを得ない側面もございます。

しかしですね、実際に災害時にですね、役場の機能として災害対策本部の設置、避難所の開設、被災状況、安否確認を初めとする情報収集等がまず考えられるわけですが、庁舎や職員、情報システム、電力、通信などの被害を想定して、限られた人数や設備でどの業務を優先して住民に提供するか、目標時間や時期について一度は考えておく必要があると思うわけです。

国のほうはですね、2010年、平成22年の4月に自治体向けにBCP作成の手引きをつくって作成を促しました。さらにですね、この2月には代替庁舎の事前の選定や、要するに庁舎が被災したときのかわりのところですね、職員の安全確保などを盛り込んだ手引きの改定を行っております。

そこでお尋ねをするんですが、本年、ことしですね、2月、3月に長野県主催で、市町村担当者にですね、研修会を塩尻で開催しているんですけれども、出席はしているかどうか、まず確認をしておきます。

それと、出席をしているとすれば、その内容と研修会を受けたその後の役場のほうの取り組み状況と今後の計画を示していただきたいと思います。

○総務課長

この研修会へは、1回目が2月16日、2回目が3月11日でしたが、防災担当者が出席をしております。

それで、内容ですが、1回目では自治体の災害対応の課題と自治体BCPのポイントというタイトルで講義が行われ、あわせて業務継続計画の特に重要な6要素、1つは首長、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、あるいは本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等の6要素がございますが、その策定に関する実習とディスカッションを行っております。

それから、2回目では、業務継続計画、BCP策定のポイントと非常時優先業務の整理等について講義を受けております。

この業務継続計画は、現在ある中川村地域防災計画を補完をし、災害に遭った場合において非常時の優先業務の実施を確保するものだというふうに考えております。そういった意味では、なるべく早く業務継続計画を策定する必要があるという認識はしておりますけれども、今年度は村の地域防災計画の見直しを予定しておりますので、順番を追ってのことというふうに考えております。

○7 番

(小池 厚) 今、総務課長のほうから防災計画の補完をするものであり、見直しの後に至急取り組むというお話を聞きましたので、ぜひですね、年内のうちにですね、取り組んでいただければというふうに思います。一度はですね、やっぱりこれやっておく必要があると思うんです。実際に新聞にも載ってございましたけれども、私も飯山におったときに、栄村っていうところ、担当の管内にあったんですけども、新聞にはですね、栄村の村長がですね、23年の3月の県北部地震のときにですね、避難者が役場へ来ちゃいまして、その対応に追われましてですね、対策本部を立てるところ

じゃなかったと、避難所開設に家中課の職員が出ちゃったんで通常業務もできなくなっちゃったというふうにみずから語っているわけです。だから、災害対応はもちろん大事でございます。住民の安否確認、大事でございます。だから、どの業務を最低限やらなきゃいけないと、避難所開設には誰が行くかっていう、そこら辺のですね、優先順位とスタッフの配置ですか、これをやってもどうも無理だということになれば、じゃあ最低限、じゃあここがやろうというものをですね、やはり一度は立てる必要があると思いますので、日本列島全体が揺れておりますので、ぜひですね、早急にやっていただきたいというふうに提案をさせていただきたいと思います。

次にですね、質問の4で、通告書には②に書いてあるんですけども、ちょっと質問の場所がわからなくていけなかったんですけども、東日本大震災やですね、長野県北部地震、これはいいのか、やったかな？ごめんなさい。

続きになりますけれども、村長さんにまだ意見を聞いておりませんので、村長に対してちょっと質問させてもらいます。

このBCPの計画ですね、業務継続計画策定の必要性、村長はどんなふうに考えておりますか。中川村は、市町村、小っちゃい村でございますけれども、ちょっと考え方を教えてください。

○村長 現実の災害においてはですね、職員自身も被災するでしょうし、いろいろ思いがけないことがたくさん起こってくる中でどういうふうに対応するかという、ある意味、臨機応変でよく考えた対応が必要かと思います。とはいうものの、いきなりというふうなことでいい対応ができるとは思えませんので、想定したシミュレーションの中でどういうふうに行っていくのかというふうなことを考えておくという意味でもですね、そういった計画について取り組んでおく、そのとおりにはいかないかもしれませんが、その基準としてそういうものが持つておくことは大事な事かなと思います。

○7番 (小池 厚) 老婆心ながらですね、ちょっと手元にコピーしたのを持っているんですが、岡谷市、ちょっと規模が違いますけれども、(資料掲示) こういったBCPの震災編っていうのを作成してございます。伊那市とか駒ヶ根市も多分つくっていると思いますけれども、私もこれ見させていただきまして、やっぱ、私自身もそんなにしっかりと勉強したわけじゃないんですけども、本当にそれべしの部署があるからっていうこともありますけれども、しっかりとものができております。やはり民間なんかはですね、特に災害応援協定を結んだりしておりますけれども、その会社自身が被災したときに、実際、その応援協定どおり行けるかどうかという、そこら辺もですね、問題になってきますんで、そこら辺、自分自身の会社のBCPもつくっていると、それがあつ会社と、例えば国のほうへはですね、実際に例えば工事をやる場合にはポイントをアップしてですね、有利な状況になるようなことも考えるよというような、そんなことまで考えているようでございますので、行政のほうで、またそれをですね、まねしろとは言いませんけれども、一度は、こういった緊急時のですね、対応計画を策定していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

次に移ります。

5 番目ですが、地区の防災施設についてちょっとお願いをしたいんですが、先日で
すね、お手元に、私、持ってきましたが、南向地区と片桐地区の防災ハザードマップ、
新しいバージョンのができました。これを各戸へ配っていただいたんですけども、
皆さんどの程度利活用されるかわからないんですけども、まず最初にすね、
避難施設の安全性ということでもちょっと確認をしたいんですけども、防災ハザード
マップにある避難施設がすべて安全であるとは限らないわけでございます。土砂災害
防止区域内にある避難施設は、いつどのようなときに、2次避難施設にすね、誘導
することになるのか、その場合の移動手段はどうなるのか、あるいは危険区域の解除
のために対策工事が必要になるけれども、どのような計画を持っているのか、年次計
画等があったら情報提供をすべきだと思うわけです。

現在、村のほうではすね、避難施設の安全性について、例えば土砂災害防止区域
内に第1次の避難施設があるかどうか、そこら辺からちょっと訪ねたいんですけど
も、いかがでしょうか。

○総務課長 警戒区域等の指定につきましては昨年の秋でありまして、このハザードマップもよ
うやく完成したという段階でございますので、確かに区域が明確にされたわけであり
まして、危険な施設もあるということはわかりますけれども、それに対する対策につ
いては、これから考えていくという段階だということでございます。

それから、災害警戒区域内においての被害の防止については、特に治山であります
とか砂防でありますとか、そういう大きな工事も必要になりますので、国や県のほう
にも、指定された地域のこういう箇所であるということで、要望は強くしていきたい
というふうに考えております。

○7 番 (小池 厚) 質問が前後してしまったかもしれないので、すみませんでした。

実はすね、先日、葛島区という地縁団体があるんですが、その総会に出た折にす
ね、ある地区の総代さんがすね、区の役員にすね、ここに防災倉庫があるんだ
けれども、この防災倉庫の中身、何があるか区の役員は知っているかというふうに聞
いておられたんですよ。私もどきっとしまして、実は私も知らないわけです。

村のほうで、この防災倉庫の中身、例えば防災倉庫、3カ所、村にありますけれど
も、その3カ所の中身は防災計画の資料編に載っております。しかし、防災倉庫の中
身、これについてはどこにあるか、ないとすれば中身をちょっと概略を教えていただ
ければと思います。

○総務課長 今のお尋ねは地区の防災倉庫3カ所の中身……

○7 番 (小池 厚) それは水防倉庫。

○総務課長 地区……。

○7 番 (小池 厚) 防災倉庫です。

○総務課長 いわゆる防災倉庫というのは村内に3カ所あるところのことだと思うんですが、そ
のことでよろしいでしょうか。

○7 番 (小池 厚) 水防倉庫じゃなくて防災倉庫ね。

○総務課長 ええ。防災倉庫です。

地区防災倉庫と言われているものにつきましては、大草、葛島、片桐、それぞれ1カ所ずつありまして、備蓄品も同じものが入っているわけです。

ただ、それは確かに知らされていない状況かなというふうに思いますが、例えば主なものですが、テント、毛布、簡易トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ、給水用ポリタンク等が備えられております。

確かに、このマップをつくってそういうこともだんだんわかるようになりましたので、備品については地区の総代さんを通じて説明の機会をつくっていききたいなあというふうに考えております。予定としては、夏に総代さんが集まる機会がございますので、そういった場を捉えて説明をしていきたいなあというふうに思っております。

○7 番 (小池 厚) 失礼しました。私がちょっと勘違いをしていたようで、申しわけございません。

今、総務課長のほうから、地区の総代さんのほうへですね、集会っていうか、集まる機会があるんで情報提供をしていただけるといふふうに伺いましたので、ぜひそんなふうでお願いをしたいと思います。

一応、私の用意した質問はですね、これで終わりますけれども、最後に一つ、さらにですね、こういった、最近、特に地震を含めて災害等が増えておりますので、今までどおりですね、災害対応っていいですか、震災対応っていいですか、そういうことを年1回やるということからですね、一歩足を進めていただいて、内容もさることながら、この6月の土砂災害防止月間の中でですね、長野県のほうでは、危険箇所点検ですね、やっておりますけれども、それ以外にですね、水害を含めた土砂災害もありますけれども、じゃあどこへ逃げるかというようなのを、ある、考えられる、想定される地区をですね、決めて、そこで避難訓練をやるとかいう、そういった具体的なものをですね、取り組んでいただければというふうに思います。

以上で発言を終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時15分とします。

[午後2時02分 休憩]

[午後2時15分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 柳生仁議員。

○6 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました防災対応についてと村民の健康について質問してまいります。

近年、世界的に想像をはるかに超える大きな災害が発生しており、日本においても地震や水害が、想像をはるかに超える災害が発生しています。

こんな中、中川村においても三六災害や五八災害など、やはり20~30年に1回の割で大水害が発生しております。

村では、災害対応について建設業の皆様と協定を結び、商店と必要な物資の協力体

制がとられております。

村長は、災害時、最高責任者として陣頭指揮をとる立場にあるわけでありますが、私用で村をあけることが多いように思います。万が一このような災害が発生したとき、村の災害対応が的確にできるかが心配との声を村民の方から聞こえてきます。通告にはありませんが、村長のお考えがありましたら伺いたいと思っております。

また、村の地域防災計画書には、大変重要なものでありますが、見直しや確認はどのようにされているか、以前にも質問したことがあります、このときは5年に1回見直すと答弁があったわけですが、実態はどのようになっているか。

食料、燃料などですが、先ほどもお話がございましたけれども、食料についてはJA中川支所を初め何店かの商店と協定を結んでおりますし、それから、物資につきましては、やはり商店と毛布を150枚とか布団200枚、それから作業服200着、子ども服500着、肌着が1,000着、それから地下足袋200足、運動靴が200足、かっぱが100着、鍋が500個、包丁が100丁、バケツが50個、それから洗面器が100個、湯沸しが100個、それから食器が500個、また日用品等、そして燃料でありますけれども、プロパンバスが50個、灯油で500ℓ、ガソリンで100ℓ、軽油で100ℓと、こんなふうになっているわけですが、特に燃料におきましては、村では必要な量を、むしろガソリンスタンドに依頼するんじゃなくて、私は確保しておいたほうがいいのかなあと、こんなように思っております。さきの3・11の災害でもガソリンスタンドで燃料の給油が制限されたことがあります。災害時は、中川村だけが燃料を要るのではなくて、住民も必要な燃料確保に焦るわけですが、ぜひとも、そういった対応を考えていただきたいと思っております。

村内の商店のとの協力体制がこれでいいのかどうか、また、見直しはしているかどうか、確認をお願いします。

○総務課長

まず、中川村地域防災計画についてであります、これは平成21年の3月に改定して以来、見直しが行われていないということですが、先ほども答弁しましたように今年度中に改定するように現在準備をしているところでございます。

それから、食料、燃料などの災害時の物資供給の協定であります、先ほども言いましたように村内の事業所、商店等と締結をしておりますけれども、常時、災害用のストックをしているわけではありませんので、種類によってはすぐに供給ができないものもあるということは推測をしております。それを確実なものにするためには、複数の手段、あるいは方法を準備していくことが必要かなあというふうに考えますが、今後、随時、村外も含めて物資供給の協定締結も進めながら考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、地域防災計画の見直しがございますので、それに合わせて、また先ほどの業務継続計画、BCPとも関連をいたしますので、それらをあわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○6 番

(柳生 仁) 特に一般質問に書いてありませんが、村長は村をあけることが多いわけですが、そのときの緊急時の災害対応をどのように考えておられるか

お答えをお願いします。

○村長 経験豊富な副村長さんがおられますし、総務課長さん、あるいはそれぞれの課長さん方、自分自身の担当の部分、防災計画に基づいてしっかりと対応していただけるものというふうに考えております。

○6番 (柳生 仁) 村長は、確かに経験豊富な課長がたくさんいらっしゃるし、ベテランの方もいらっしゃいますけれども、災害時における最高責任者はあくまでも村長だということから、常々そういった危機感を持って村外に出ておられると思いますけれども、ぜひとも、これから村長の残任期間、もう11ヶ月ほどになりましたかねえ？ぜひとも常々危機感を持った対応をしてもらって、村民からもそういった村長不在じゃないかというような声が聞かれることのないような対応をお願いしたいと思っております。

地域防災計画につきましては見直しをされていくってということでございますので、ぜひともしっかり見直しいただければと思っております。

村長、何かお答えがございましたら、お願いします。

○村長 私もですね、今おっしゃったのは、村を一步も離れるなども、ニュアンスとも聞こえたんですけども、そういうわけにもいきませんし、離れざるを得ないこともあるし、先ほど私用というふうにおっしゃいましたけれども、あれは公費で行っていないよという意味でございまして、村のために役立たないことばかりをしているというふうにお考えになるのはちょっと違いますので、村のためにもなるような場合もありますし、もちろん全くの私用の場合もありますし、そのことはトータルで見て何が村の村民の皆さん方の利益につながるのかっていうふうなことは考えないと、そのことだけを見て対応していくことが必ずしもいい結果を生まないというふうに考える次第でございます。

○6番 (柳生 仁) 私は、私用で、その村のためにならんためにとか、そんなことは一言も申し上げていません。私用であけるとときに緊急対策をとれるのかっていうことを伺ったわけであって、それ以上のことは申し上げておりませんので、よろしく申し上げます。

それでは次のほうへまいります。

孤立が心配される集落、特定の集落ではありますが、今現在、村では発電機や電気釜などの対応をされておまして、大変にありがたいと思っております。災害時は、まず自助、共助、公助となっていくが、集落での助け合いなどが必要な資材や道具など、この確保の必要があるんじゃないかと思っております。先ほども村の防災倉庫にいろんなことがあることは知っておりますし、諸道具もそろっていることもわかっておりますが、孤立した場合に集落で道具が必要になってくるかなあと思っております。中川村の集落は、多くが農家で、よほどの道具がそろってはおりますけれども、ある、私は区民会議やなんかに行ったときに、そういった道具が置いてあったのを見て、これは一つとしてすばらしいなあと見てまいりました。そうしたところで、その集落は農家率が約85%以上のところで、やはり道具がそろっているわけではありますが、

区でそろえてあったっていうのを見てきたことであります。

そこで、できれば、一例ですけれども、つるはしやじょれんやら、ひいてはロープや土のうとか、こういった一定のものを何らかの形で確保し、その集落で責任持って確保して災害時に使えるような仕組みがあれば少しは安心かなあと思っておりますので、この資材の検討が、先ほどは3地区にはあるっていう話でございましたが、孤立する心配がある集落には、こういった道具を確保できる仕組みができないかお伺いします。

○総務課長 これにつきましては、昨年、27年度に各地区から防災用品の希望調査というものを行いまして要望を出していただいております。それで、今年度と来年度、2年にわたりまして、いわゆる自主防災組織用の防災用品購入に対しまして交付金を出すということにしております。近々、各地区の総代さん宛てに申請関係書類を送る予定でおります。各地区の集会施設での炊き出しや救助用品等にこの交付金を使っていただいで整備を進めていただければというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) 集落での必要品を、確かに要望が出てくるかと思えますけども、防災における専門的知識の役場のほうでも、こういったものも置いたほうがいいんじゃないかっていうことをアドバイスをしていただければ、なお安心できる資材が整うかと思えますけど、そういったアドバイスはされませんか。

○総務課長 一応、防災用品とか道具の例を示してお送りしますので、それを見て選んでいただくというような形になるかと思えます。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、まず自助、共助がしっかりできるような仕組みをこれからも取り組んでいただければありがたいと思っております。

次に、ことしの1月30日でございますけど、飯田のボランティア協会主催でもってシンポジウムがありまして、飯田市の勤労者福祉センターであります、「豪雨災害に備えるために一各地の取り組み」と題して講演があったわけでございます。これはNPO法人日本防災士会専門員の有賀さんから辰野町の活動報告があり、小さな小川が集中豪雨で氾濫して飯田線に被害をもたらしたということで、復旧工事費をJRから請求されたらと、こんな報告を受けました。その後、話し合いの中で協議し、町では自然災害なので町に請求するのはいかなものかっていうことでございましたが、協議し、減額して支払ったと聞いたわけでございます。このことは、小さな小川であっても水利権があるので、非常に難しい問題があると聞いてまいりました。災害が起きる前に確認しておく必要があるなあと思っております。

そこで、上前沢の松川町境でございますが、飯田線を通っている、そこに2本の水路があって、大雨などであふれたりしないかっていうことが心配でございます。私は、現地へ行って確認をいたしているときに、ちょうど線路の関係の方がいらっしゃってお話しておりましたら、実は向こう側の水路がごみで詰まってあふれとったよということもあったと、こんな話を聞いたわけでございます。

村では、この飯田線を横断している水路の安全確認はされているかどうかお伺いします。

○振興課長

今お話にありました水路につきましては、大沢原水利組合が管理をしている農業用の水路かと思えます。実際には2本だけでなく数カ所ございます。水利組合では、大雨の際に、まずは上流部でその取水をとめるとか水を調整をするということを行っているということで、下流への影響が出ないように組合のほうでは対応しているということでありまして、上流部で水路が詰まった場合の対応は水利組合が行っているということでございます。

また、J Rに確認しましたところ、軌道敷地内の横断水路については原則的に維持管理はJ Rが行っているということでありまして。

該当する箇所につきましては、地籍はいずれも松川町にございまして、今のところ村のほうへ直接J Rからその水路に関して維持管理の、適正な維持管理ですとか改修についての要請は来ておりません。大沢原の水利組合のほうにも来ていないということでございます。

軌道敷地内にある水路などの点検につきましてはJ Rで定期的に行っておりまして、今後、問題等があれば水利組合と協議して対応していただくというようなことになろうかと思えます。

○6 番

(柳生 仁) 丁寧に調査をいただいておりますけれども、実は、辰野町のこの災害になった場所でございますけれども、通常では考えられない小さな小川だったということで、集中豪雨っていうのは、この広遠では非常に狭い範囲を集中して降るんだと、あの岡谷の湊区の災害のときもそうございましたけれども、本当に集中して降るために想定を超えた水があふれてきて辰野町のJ Rに対する災害があったと、こんな話がございますので伺ったわけでございますけれども、そういった的確な確認がされておれば災害も少ないかなと思っておりますし、水路の上流で、あの前沢川でございますが、水門をとめれば来ないことも十分確認してございますけれども、問題は、その下で集中的に降るとまとまって来るということを心配しているわけでございますので、今後とも注意深く見ていただければいいかと思っております。

次に、村内の耐震補強が必要な住宅で耐震化がなかなか進まない状況にあります。

今回の熊本地震でも多くの戸建て住宅が倒壊したと報道されております。

報道によりますと、高齢者は老い先長くもない、費用がかさむのでやめておこうと耐震補強を見合わせてしまうというふう聞いております。

こんな中、寝室だけでも補強し、日々安心して暮らせる対策として耐震シェルターが安価な地震対策として注目されているわけでございます。これは愛知県の某鉄工所が発売しており、熊本地震発生以後、連日問い合わせがあり、社長が対応しているそうであります。仕組みは、お手元の資料にもあるかと思っておりますけれども、(資料掲示) こうした6畳間の中にもう一つ部屋をつくと、丈夫な部屋をつくるっていう仕組みだそうでございます。これは某鉄工所が出しているもので、従来、私は防災ベッドを主張してきましたけれども、防災ベッドの場合だと部屋の中へベッドを置くのでちょっと邪魔になるかっていう感じがしますが、この防災シェルターは、耐震シェルターは、この箱が丈夫になっており、うちが傾いても潰れない仕組みになっているようであり

ます。こうしたものを取り組んで住民の命を守る施策があればと思っているわけであり、ます。工事費でございますけど、ここに書いてあるとおり床工事別で38万円ほどで、自治体によってはこれに補助をしていると聞いております。

住民の命を守るため、村では、今までも質問してきましたが、どのような方法で住民の命を守るか、また、耐震補強が進んでいないご家庭に対してはどのようにするかについて伺いたいわけでございますけども、もう一つ資料、いっておりますけども、木造住宅で昭和55年以前の住宅ですと、このグラフにあるように震度5.5でもほぼ100%倒壊してしまうのではないかと、こんな心配がされているわけでございます。

村内でも耐震補強が済んでいない住宅、また昭和55年以前の住宅がどのくらいあるか調査されていると思っておりますけども、この住宅の補強、また、もしできない場合はこうした防災シェルター等の対応が必要じゃないかと思っております。

村では、住民の安全、命を守るためにどのような考えがあるかお伺いします。

○総務課長

耐震シェルターあるいは耐震ベッドが複数のメーカー、事業者から販売されているということは承知をしております。価格も今話がありましたように大変安価なものでできるということも承知をしておりますけれども、特に東京都あたりを中心に高齢者や障害者のみの世帯で所得制限をつけながらですけれども補助をしている自治体はかなりあるというふう聞いております。

村では、現在、国・県補助の要件を満たす工法の木造住宅について耐震工事の補助を行っておりますけれども、耐震シェルターあるいは耐震ベッドへの補助は行っておりません。

特に改修に消極的な高齢者世帯を想定しますと、耐震シェルターも耐震ベッドも、その場所まで避難しなければ安全を確保することができないということもあります。通常寝室に設置するということでもありますけれども、夜間はよいとしても、昼間災害が起きたときにはどうなのかというようなことも心配されます。ということで、村としては、室内どこにいても安全性が確保できるという点では建物全体での耐震強化対策を進めていただくことが第一かなあというふう考えているところでございます。

○6 番

(柳生 仁) 私が今提案したものは、どうしても耐震補強が進まない住宅に対して命を守る施策はどうかということをお伺いしているわけであり、ます。今その点についてはお答えいただけていないし、数字の質問をしていないので恐縮でございますが、村でなかなか耐震補強が進まない住宅の数はどのくらいあるのか、そういった点についてもお伺いします。

○総務課長

ちょっと今、数字については今持ち合わせておりませんので、後ほど改めてお答えをしたいと思います。

それで、基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでありますけれども、確かにこういった補助をしている自治体もあるということですので、調査はしてみたいというふうに思います。

○6 番

(柳生 仁) 前段申しましたように、私もある方に聞いたところ、まあ、ちよっ

と、大変金かかるし、まあ行けるところまで行くかっていうような、そんなお話をされておりました。なかなか、やはり大きなお金を投資できないと、住宅補強についてということでこういったものもあるんだよってお話ししたところ、そんなものもあるんだあつていう話を聞いております。今、課長の答弁の中でその場所に行くまでが大変だつていうようなお話がございますけども、この記事によりますと、うちの中に1カ所倒壊しない部屋があるならば、ぐらつと来たら、さあつとみんな移動できるし、一番心配なのは、どなたもそうですが、寝ているときが一番無防備で、何があつてもすつと行動できないと目をあいても飛び出せないつていう状況の中で、特にご高齢の方々に対しては、その部屋におれば安心つていう施策が私は必要と思つているわけでありませう。ぜひとも今後検討いただきまして、伊那谷にもいつ地震が来るかわからないわけでありませうので、早急に研究し、こうした住民の命を守る施策を考へてもらいたいと思つております。

それでは次の2問目にまいりますけども、村民の健康についてでございますが、健康長寿の村を目指して活動量計の取り組みをつていうことで質問してまいります。

初めに活動量計つてどんなものかつていうことをちよつとご披露申し上げますが、議長にお断りしてございませうけども、(現物掲示)内容は、小さな、この通称万歩計つて言われるようなものでございませうけども、議員の皆様、見ていただければわかりますが、こうしたものです。これに一日の歩数と、また中に、皆さんのお手元に資料を提出してございませうけども、1ヶ月の活動量が出ております。この小さな活動量計の中に2ヶ月分の情報が収集されます。そして、この赤いところがしっかり活動した部分かなあと、それで、青いところがただ歩いた数だけつていう、こういった仕組みになつていませうわけでありませう。

駒ヶ根市では、二十数カ所の医療機関または保健センター等にこの活動量計を確認できる場所がつくつてあります。

そして、もう1点、これから申し上げていきますけども、この活動量計を使つた場合とそうでない場合に、青柳幸利博士の、先生の調査結果が出ております。活動量計を使つた方でもつて40歳~55歳の事例でございませうが、3年間ですが、活動量計を使つた方は医療費が下がつております。使わなかつた方は医療費が上がつております。また、70歳~74歳の方でございませうが、活動量計を使つた方はやはり医療費が下がつておりますし、使わなかつた方は余り下がつていないのが現状であります。

多くの方々健康のために日々散歩やさまざまな運動を行つていませうわけでございませうが、その散歩や運動がどのくらい健康維持に効果があるか見えてこないのが現状でございませう。

駒ヶ根市では、市民の健康のために、昨年12月だと思ひますけども、医療機関と連携をとつて活動量計の取り組みを始めたわけでありませう。駒ヶ根市保健センター内に健康ステーションがあり、登録した方、誰でも自由に利用して活動量計の中の仕組みを、含まれていませう内容を毎月確認できて、コピーしてくれます。活動量計の中に仕組まれていませう内容、1ヶ月の間の歩数がどのくらい健康維持になつていませうかがパソコン

でわかる仕組みになっております。また、定期的に指定医療機関に受診された方が受診時にその活動量計を出すと、その期間の運動による必要情報がわかり、医師から説明を受けることができるという仕組みになっているわけでありませう。

病気になる、なりにくい体づくりのために村でも取り組んではどうか。内容は、一日の歩数、活動歩数、総消費量、活動消費量、消費グラム、何 km 歩いたかっていうことでございますけども、健康を守るために必要な歩数は、まず寝たきりにならないためには約 2,000 歩、鬱・睡眠障害予防には約 4,000 歩、脳卒中・心疾患・認知症予防に約 5,000 歩、がん・動脈硬化・骨粗しょう症など約 7,000 歩、高血圧・糖尿病・脂質異常に約 8,000 歩、メタボリックシンドローム約 1 万歩と青柳幸利医学博士が研究で報告されております。青柳医学博士の研究では、群馬県中之条町で 5,000 人を対象に、先ほどお示しました 21 年～23 年の 3 年間の結果をお見せしました。

国では、13 年には既に医療費が 40 兆円を突破したということで、年々増える医療費については国も頭を悩ませているわけでありませうけども、こうした私たちから健康な体づくりをすることによって医療費を抑えていくことが大事じゃないかと思っております。

過日の報道では、新しいがん治療薬が医療現場に動揺をもたらしているという報道がありました。この治療薬は年間 1 人 3,500 万円余と言われて、これが認められますと国の医療費が多くなることが心配されませう。

村では、病気になる、なりにくい体づくりの施策として活動量計の取り組みをしたらどうかということをお伺いしたいわけでありませうけども、これは、村だけじゃなくて医療機関等々と相談しながらやらなきゃできないわけでありませうし、村では健康体操もしておりますので、いろんなことありませうけども、この活動量計が目に見える運動療法としていいんじゃないかということで質問してまいります。

○保健福祉課長

健康長寿ということでございませうので保健福祉課のほうで回答をさせていただきたいと思っております。

運動習慣というものが若い方の健康維持増進に限らず介護予防、認知症予防という点からも有効であるということが昨今いろんなところと言われております。さまざまな指標がありまして、何歩だとどうかというのはいろんな知見があるわけございませうが、押しなべて運動がよいことだということはおぼ一致したことかなあというふうに思っているところございませう。

活動量計といったものを、既に最近ではスマートフォンの機能でも一部実現可能な部分もございまして、そういったものをご利用になっている方もいらっしゃいませうし、あるいは手首につけるタイプのようなものを使っておられる方も時々お見受けをいたします。そういった個人的な取り組みをされている方もいらっしゃいませうが、啓蒙するための一つのきっかけ、ツールとしてはおもしろいものかなあというふうにも見えてきたところでありませう。

ただ、青柳先生は歩数としておっしゃっておりますが、今回の駒ヶ根市さんのを見ますと、一番のポイントは中強度活動時間なるものがキーかなあと思っております。ところが、

私が見る限りでは活動量計にこれを持っているのは実はなくてですね、駒ヶ根市さんが配られているというか、実際には買って、多分利用者さんが活動量計自体を買取りをされているのだと思いますけれども、かなりそこにカスタマイズといいますか、チューニングをしないとその数字が出なくて苦勞をされているというようなお話もお聞きをしました。ですので、こういったデータを指標にするとそれがいいのかなということも含めてよく考える必要があるかというふうに思います。

それと、駒ヶ根市さんの例ですと、狙いは指導につなげることが一番の狙いであるというふうに言われておりますし、とにかく出ていただく、外出していただくということにポイントを置いているということでありました。今ITの時代でありますので、データ自体は自分で管理することが幾らでもできるというものでありますし、駒ヶ根市さんがお使いの活動量計も開発しているメーカーのサイトとつなぐことによってデータを自分で見ることも可能だというふうにお聞きしています。ただ、なぜか中強度活動時間だけは見られないので健康ステーションに来ないとだめだという、そういうどうもカスタマイズを施してあるというふうに聞いております。そういうことによって健康ステーションまで来ていただくことで指導につなげたいんだということが狙いだというふうにお聞きをいたしました。

そういったところまでを含めて考えますと、その後の、まず最初、入り口の段階できちんと対応することとその後の結果の管理と指導の部分にかなりのマンパワーを実際は必要とします。医療機関にかかられている方はそちらということもありますが、先生によってかなり温度差もあるというふうにお聞きをしました。一番は、やはり保健センター等で保健師等がお話をお聞きしながらやるのがよいのかなあというふうに思いますが、一方では医療機関で医師から褒められたり励まされたりすることが一番励みになるというふうにもお聞きをしておりますので、その点は一つの狙いかというふうに思います。

いずれにしても、運用にかなり工夫というか、マンパワーが必要になるものかなあというふうに思います。村内に限って見ますと、医療機関は数は少ないわけでありまして、実際に住民の方が医療機関にかかられるのは下伊那のほうもかなりございますので、医療機関といったときに、病院だけではなくて、村内には、最近は柔道整復師の方も増えてまいりましたので、介護予防等の観点からも、そういった方々も含めて、ちょっとご意見をお聞きしながら、ちょっと考えさせていただきたいなあというふうに思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひ考えていただきたいことでもありますけれども、医療機関という表現にしてしまったんでまずかったかもしれませんけれども、福祉施設でも保健センターでも、そうしたパソコンを置いて、パソコンにかざすと今のグラフが出てきてプリントで出してくれるっていう仕組みになっているわけでありまして。確かに、課長の言われたように非常にハードルは高いのかもしれませんが、持つことによって健康意識が高まるっていうことは大事なことかなあ、ただ、村民の方は、ちょっとお伺いしたときに、毎日、俺、うんと歩いているんだよと、でも、歩いているけども、それ

がどういう健康の維持になっているかわからんということをおっしゃいました。また、ある方は、駒ヶ根市でこれを始めているけど中川で始めんのかっていうようなことも聞いております。ぜひとも、村民の健康を守るためには、費用はかかるわけでありませうけども、この活動量計が1個5,000円です。それで、そのうちの駒ヶ根市は市の補助が2,000円あります。個人負担は3,000円出してきました。そういったことで、ぜひとも、村では今後取り組んでもらって、村の財政の問題もありますけども、村民の健康のためにも取り組んでもらえればいいかなあと考えております。

今、課長のほうからもう少し研究したいっていうことでございますので、研究だけで終わらないように、ぜひ実行していただけるようお願いしまして、質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に5番 中塚礼次郎議員。

○5番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました障害者の福祉ニーズに対応できる福祉環境の整備について質問をいたします。

私の所属する議会常任委員会、厚生文教委員会では、障害者福祉の現状、そして課題や必要とされる施策について3回の勉強会を行ってきました。保健福祉課地域福祉係で実施をいたしました障害者実態調査結果から多くの点を学ぶことができました。村内で生活している知的障害者、精神障害、身体障害を持たれている方々や自立支援医療を利用されている方々は、国の定める障害者総合支援法による福祉サービスや村独自のサービス、また中川村社会福祉協議会や民間事業者による福祉サービスを利用して生活を送られています。障害者の方々の福祉に対するニーズも健常者の方々と同じように多様化してきており、現状の福祉環境だけでは満足されていないのが現状ではないかというふうに思われます。現状の福祉サービスをさらに充実させ、新たなニーズに対応できる福祉環境の整備のために何が必要なのか、福祉係では障害者実態調査を村内に住民票を有する18歳以上65歳未満の障害者104人に対して調査アンケートを実施し、回答を得ています。回答率は56%ということでありました。アンケートの内容は、1つに家族や住居及び住まい方についてであります。2つ目は障害の状況について、次に障害福祉サービスの利用の状況について、相談相手について、災害時の避難等について、それから就労について、経済状況について、日常生活の介助について、これは主な介助者は誰かというふうなことも含まれておりますが、そのほかに外出についてということで、以上に関する42項目の質問を行っております。調査の結果からニーズが高く近々の対策が必要な課題3つが抽出されており、その対策として、それぞれの機能を持つ施設や活動拠点の整備が必要ではないかというふうに提言もされておりました。障害を持つ方々からは住みなれた身近な村内でそれらの支援が求められていますが、これらの施設や生活・活動拠点は、近隣市町村には既に整備がされていますが、中川村にはありません。1つは自宅暮らしが困難な障害者を受け入れる身近な居住場所の確保としてのグループホームであります。現在の居場所では自宅暮らしがどの障害種別でも最も多いわけですが、知的障害者、精神障害者の中には自

宅外で生活している人が多く、その生活場所は村外にあるグループホームとか障害者施設であります。また、将来とも自宅暮らしが継続できると思っている人は少数でありまして、「継続できない」または「わからない」と答えた人が多数を占めております。介助者においても介助する上で困っていることで最も多かったのは自分が亡き後のことが心配だとされていることでもあります。現在、中川村にはグループホームはありません。住みなれた地域で家族に支えられ暮らしていたが、その支えがなくなり、現在、生活ができなくなった障害者は村外のグループホームに転出をしていきましたが、今でも中川村に戻りたいと思っています。家族の支えはいつまでも続かないだろうと将来への不安を持たれている方もいます。その人たちの多くが今後も住みなれた村内で暮らしたいと思っています。村としてグループホームの施設設置について今まで幾つかの候補地を検討してきていますが、現在の取り組みの状況と今後の見通し、対策について質問をいたします。

○保健福祉課長

まずグループホームのことですが、これまで何度かご質問をいただきまして、そのことの経過についてはご説明をしてきておりましたが、何回か箇所の候補地が出る中で、その後の入居される方の生活の場がそこになるということも踏まえてそれぞれの地域にご説明に行った中で、最終的には理解に至らなく、実現に至ってこなかったという経過でございます。

その中で、具体的な候補地が出てきた場合、さらに事業者がそこに設置をしていくんだという動きになった場合については初期費用を支援をする考えがあるということも申し上げてきておりまして、現在もその考え方が変わっておりませんが、現時点では具体的な候補地や動きには至っておりません。

以上であります。

○ 5 番

(中塚礼次郎) 今、課長のほうで、今までの経過で、それぞれの候補地について話し合いを持ってきたけどなかなか理解が得られなんだという説明がありましたが、理解が得られない一番の理由は何かということをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

決定的にこれがというものが逆に明らかになれば、その解消についての詰めというものもできるのかもしれませんが、一言で申しますと漠然とした不安というのが正しい付言なのかなあというふうに思います。

グループホームは、主には精神障害をお持ちの方々が暮らされる場でありまして、基本的には自分のことは自分でおできになる方々であります。ただ、全く一人にしておいては生活が難しいので、若干お世話をするスタッフがつきながら、一緒に生活をしていくと、そういう場であります。

不幸な歴史については失礼なのかもしれませんが、過去には、そういった障害をお持ちであるがゆえに地域社会にうまくなじめずに、近隣の方とトラブルというと語弊があるかもしれませんが、そういったことが起きておって、それが地域の方々のトラウマのようなものになっていたという事例もあったというふうにお聞きをしております。

ただ、実際にそういった方と接し、あるいは施設をごらんになればわかりますが、

決してそんなことはないわけでありまして、何ら我々と変わらない皆さんでありまして、実際、松川町等にあるグループホームは本当に住宅地の中に普通のうちのように存在をしております。

したがって、ぜひ、理解といたしますか、実態を見ていただければなあということで健康福祉大会でも取り上げましたし、実現には至っておりませんが、可能ならば視察のようなこともしたらどうかなあというふうには思っているところでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) はい。どうも。今、課長のほうから説明がありました。なかなかちよつと答えづらい部分もあったかというふうに思います。

それでは次の2つ目の質問であります。障害者が日常に利用できる専門性の高い相談機関の設置ということで、これは相談支援事業所であります。

障害者の主な相談相手は、家族、親戚がトップで、次に主治医だと看護師、友人、知人というふうになっているわけですが、本来の相談の窓口である障害者相談支援事業所や役場の窓口を利用している人はわずかという結果です。これは障害者福祉の専門機関としての相談・支援機能が十分に果たせていないのが実態であることがわかるわけでありまして。

障害者や家族は、日々の暮らしの中で多くの困り事を抱えて、解消の手立てに困っていることが調査の中からもうかがえるわけでありまして。

また、障害者の暮らしを支える障害者総合支援法に各種の障害福祉サービスが設けられていますが、利用していない人もいます。利用していない理由のトップはサービスの内容を知らない、制度に関する情報提供、啓発活動が不十分であることを示していると言えます。

また、障害ゆえに就労ができていない人が希望する支援の内容では就労相談がトップとなっており、自分の困り事を聞いてほしいという点であります。

障害者の場合、障害の内容や程度によって必要とされる支援はそれぞれ異なるわけですが、正確に把握して支援につなげるには専門性を持った常設の相談機能が必要であります。障害者の身近にあり、いつでも気軽に立ち寄れるオープンな環境が求められています。社会参加の少なかった障害者が一歩前に踏み出すには身近にいつでも開かれた場所があることが大きな支えとなるわけでありまして。

専門職を備えた相談支援の専門機関を村内に整備することが求められているというふうに思いますが、その必要性と可能性について、また、福祉サービスや制度に関する情報提供、啓発活動の強化について考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長 まず相談支援事業所ですが、狭い意味の相談支援事業所ということになりますと、現在では障害福祉サービスの利用プラン、いわゆるケアプランをつくる事業所という位置づけになってきます。そこまでつながってしまえば、いわばケアマネが入っていると同じことになってきますので、ある程度利用につながってくるのかなというふうに思うんですが、我々が今一番中川村において困っているといえますか、不足しているのは、そこに至る前の初期相談のレベルであります。現状は、まず、こういった相談の場合、保健師等が対処するか、あるいは上伊那圏域の障害者自立支援センター、

いわゆる通称きりりあであります、そちらのほうにつなげていくということで、まず、そこで第一義的な相談をしていただいて、そこから具体的なサービス利用になってケアプランという流れになっていくわけであり、もちろん、具体的なそういったサービスを利用せずとも地域の中の活動に参加をしていくことで十分対応できるということもありますし、いわば経済的支援という道が選択されるということも中にはあります。いわば、その第一義的な振り分けをする、その部分が一番当村としては不足をしているというふうに思っております。ですので、事業所を名乗るか名乗らないかにかかわらず、相談に乗れるスタッフというか、場所というものがやはり必要なあと思っておりますが、現状でいきますと保健師が受けるしかないような状況になっております。それ以外の相談につきましては、いわゆる我々、全く専門外の人間が相手をしなければならないというふうなことがありまして、非常に苦勞しております。理想的には、社会福祉協議会などに専門のスタッフがいていただいて、落ち着いた環境でお話を聞きながら、経済的な部分も含めての相談をまずさせていただいてから次のステップへというような流れに進めばよいかなあというふうに思っております。

社会福祉協議会のほうでも多少意欲というかはあるやにお聞きをしておりますので、願わくば、そういった活動が進んでいただければありがたいかなあと思っております。

○5 番
○保健福祉課長

(中塚礼次郎) 福祉サービス制度の、今の質問、ちょっとすみません、そこを。すみません。情報提供、啓発活動に関してであります、障害をお持ちの方に関しますと、一番最初は医療面、保健師も含めてですが、から相談に入るケースが多くありまして、身体ももちろんですけれども、精神等につきましても心の医療センター初め医療機関からスタートをするのが多くなっております。そこは、やはり専門職でありますので、そのスタッフや機関からの情報提供があつて、こちらにも来ますし、サービスにもつながっているというのが実情であります。もちろん村に直接ご相談があるという場合も対応はしているわけですが、広報、啓発活動ということを本人向けにしていないとは言いませんが、したとしても、なかなか届きにくい皆さんではないかというふうに思います。ですので、やはり、どうしても個別への働きかけが一番有効かなあと思います。ただ、グループホームの件とも関連しますが、より広く住民の皆さんに知らせていくということが気運の醸成に役立つかもしれませんので、そういった点からは工夫の余地があるかもしれません。

○5 番

(中塚礼次郎) 今の私の質問の相談機関の相談、支援事業所というお答えの中で、その前段階のものがあればというふうな課長の今お話でありましたので、次のことがちょっとここにかかわってくるかと思えます。

3つ目は障害者が役割を見出すことのできる活動拠点の設置ということで、これは地域活動支援センターについてであります。

厚生文教委員会の勉強会でも一致して早急に取り組むべきとした近々の対策課題として、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ、基本方針として利用者が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことのできるように通所によって創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ると

もに日常生活に必要な便宜の供与を適切に効果的に行う施設であると言われている地域活動支援センターの設置について質問をいたします。

地域活動支援センターをわかりやすく言えば、障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設で、作業所との違いは、作業所は働いて稼ぐことが重視されておりますが、地域活動支援センターは働いて稼ぐことよりも活動に参加したり社会との交流を促進することを目的としています。

地域生活支援事業実施要綱によりますと、その中には市町村の必須事業の一つと示されています。地域活動支援センターの事業形態は基本方針に沿った基礎的事業に加え強化事業を実施する例として1から3型があります。村として適合できる3型では、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上を有し安定的な運営が図られていること、それから自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することが可能であるとしております。職員の配置では、3型は基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする、配職員は2名以上として、うち1名は専任者とするとしております。3型の利用者は1日当たり実利用人員がおおむね10名以上となっております。また、留意事項として示されているのは、実施主体または運営主体は本事業の利用者との間に本事業の利用に関する契約を締結すること、また地域活動支援センターの事業を実施する者は法人格を有していなければならないこととされております。

地域活動支援センターがなぜ村内に必要なのか、近隣市町村にあるのだからそれを利用すればいいのでは、中川村は小さい村で対象となる障害者も少ないのに、こんな考えや意見、質問をする人もいます。

では、なぜ障害者総合支援法では基本理念の総説の中でわざわざ可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けることと明記されているのでしょうか。

中川村の障害者が近隣市町村の地域活動支援センターを利用している実態について聞き取り調査が行われております。結果では、聞き取り調査の結果では、宮田村地域活動支援センター和みの家では、中川村の利用者は現在はありません。過去には、数年前、数人おりました。駒ヶ根市地域活動支援センターたんぽぽの家、これは駒ヶ根市民のみの対象ということで、ほかからの人たちは受け入れていません。飯島町障害者地域活動支援センターやすらぎでは、中川村の住民利用者は2名であります。松川町地域活動支援センターあすなろは27年にスタートしました。中川村利用者はありません。

これらからも、たとえ隣の町でも障害者にとってはとても遠いところということではないでしょうか。対象者の約40人くらいが利用していない状況であります。担当課の説明によりますと、村として地域活動支援センターを設置しているところは近隣にはないとのことでもあります。設置や運営の費用の問題なののでしょうか、ほかの村にもないからということでしょうか。前向きに取り組むべきというふうに考えますが、地域活動支援センターの村内への必要性について村の考えをお聞きしたいというふうに

思います。

まず、地域活動支援センター、略して地活センターといいますけれども、必要性、需要があることにつきましては、調査の結果からも明らかでありますので、必要性がなしというふうには思っておりません。

ただ、これまでも答えてきたかもしれませんが、村が設置を直接し運営するということになると非常に高いランニングコストがかかるということになりますので、議会は当然のことですが、実施に今、税金を負担いただく住民の皆さんの理解も必要になろうかなというふうに思います。例えばの話ですが、ここでどうだということが地元の皆さんも理解の上で出てきてというような状況になれば、また少し村としても踏み込んだ考え方をしなければならぬ状況になるかなあというふうにも思うんですが、建物から新規につくるというレベルになりますと、最近は非常に補助金もとりにくくなっておりまして、ハードルはかなり上がるのかしらというふうに思っているところです。

どうしても村内でということであるならば、社協なり、ほかのNPOさんも含めて、いわゆる法人格が必要ということでもありますから、そういった法人のほうから手を上げてきてくれるような状況になっていただくと、より支援がしやすいのかなあというふうに思っております。

地活センターの利用の状況でありますけれども、議員おっしゃられましたとおり、正式な利用には、村とその機関、センターとの間に業務委託契約を結ぶことが必要になります。過去、地活センターについては飯田市内に、法人は忘れましたが、その飯田市内の法人が経営をする地活センターと業務委託契約をしたということがありました。

現状、飯島町をご利用されている方と、実際は松川町にも数名、通っていらっしゃる方がいるようなんですけれども、それは地域との交流という位置づけの中で、利用者というよりは交流相手というような扱いで今のところ通わせていただいている状況になっておりまして、委託契約というふうには至っておりません。

上伊那あるいは諏訪圏、これは木曽もそうですが、を見ますと、おおむね各自治体に地活センターというものが、中身はちょっと詳しく知りませんが、制度としては存在をしております。ですが、下伊那地域にいきますと、飯田市も含めて松川町と阿智村以外は自治体設立の地活センターが存在しないのが実情です。高森町などはどうなんだろうということちょっと聞いてみたんですが、地活センター自体、そもそもが担当者のレベルでは知らないというくらいの認識になっているところもありまして、かなりちょっと温度差があるなあというふうに感じたところでもあります。多分、こういった制度ができたときの圏域内での足並みをそろえた取り組みといったことが、そういったものの、何ていうか、結果としてつながっているのかなあというふうに思いますが、要は、障害者の方々が社会活動といいますか、日中活動に何らかの形でかわれることができおれば地活という制度にこだわらなくてもよいという考えもあるのかなあというふうに思っているところでもあります。

中川村でもスイトピールームというものがあまして、常設ではありませんが、それに近い入りの活動をしてきております。課内の検討としては、そういったものを充実させることによってある程度需要に応えられるのかしらということも考えたわけですけれども、それにしても場所と人の問題はついてまいりますので、なかなか難しいというのが現状でございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 村の人口は5,039人、うちの2%、障害を持たれる方は人口から見れば少数という考えもあるでしょうが、日常生活を送る上で本当に弱い立場に置かれている障害者が地域で暮らす居場所としての機能を持ち、どなたでも交流のできる場所、地域の誰もが人格や個性を尊重し合える共生社会を育ていける一端を担う地域活動支援センターをあらゆる可能性の追求と可能な努力を集め集中し早期に実現すべきだと考えます。

設置する場所としては、今も課長、ちょっと触れましたが、できるだけ多くの人たちと交流が持てる場所であることが最もふさわしい場所と考えます。

また、事業を実施する者は法人格を有するということが条件になっており、社会法人組織や中川村社会福祉協議会などが指定管理委託の候補となり得るのではないかとこのように思うわけであります。

誰もが安心して生活ができる住みよい村づくりのために総力を結集して取り組むことを強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時17分 散会]